No. 1

中国河北省
飼料作物生産利用技術向上計画
実施協議調査団報告書

平成7年2月

国際協力事業団

105
841
JDL

農開番
JR
94－58

JICA LIBRARY
1122075 [3]

28387

中国河北省
飼料作物生産利用技術向上計画
実施協議調査団報告書

平成7年2月

国際協力事業団

国際協力事業団
28381

序　　文

国際協力事業団は、中華人民共和国政府の要請を受け平成6年3月河北省飼料作物生産利用技術向上計画に関する事前調査及び、平成6年7月に長期調査を実施し、それらの調査報告を踏まえ、平成6年11月13日から11月27日まで農林水産省畜産局参事官　永村武美氏を団長とする実施協議調査団を現地に派遣しました。

同調査団は、中華人民共和国政府関係者と実施のための協議を行い、討議議事録（R／D）及び暫定実施計画の署名交換を行いました。その結果、本プロジェクトを平成7年4月1日から5ヵ年間の計画で実施することとなりました。

本報告書は、同調査団による協議結果等をとりまとめたものであり、今後、本プロジェクトの実施に当たり広く活用されることを願うものです。

終わりに、この調査にご協力とご支援をいただいた内外の関係各位に対し、心より感謝の意を表します。

平成7年2月

国際協力事業団
理事　田口俊郎

▲ 南皮県葉三抜村展示農場

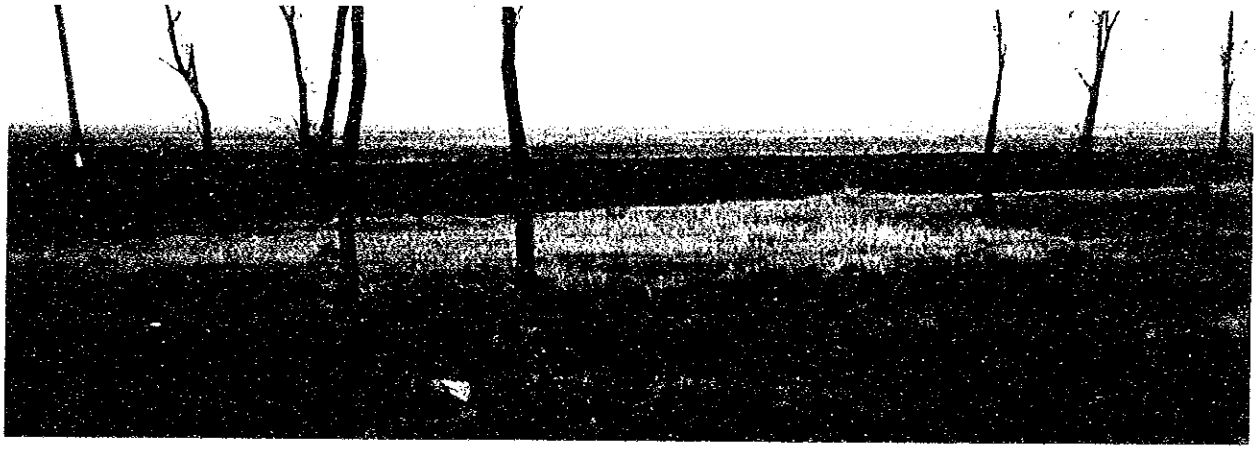

▲ 黄驊市孔店村展示農場

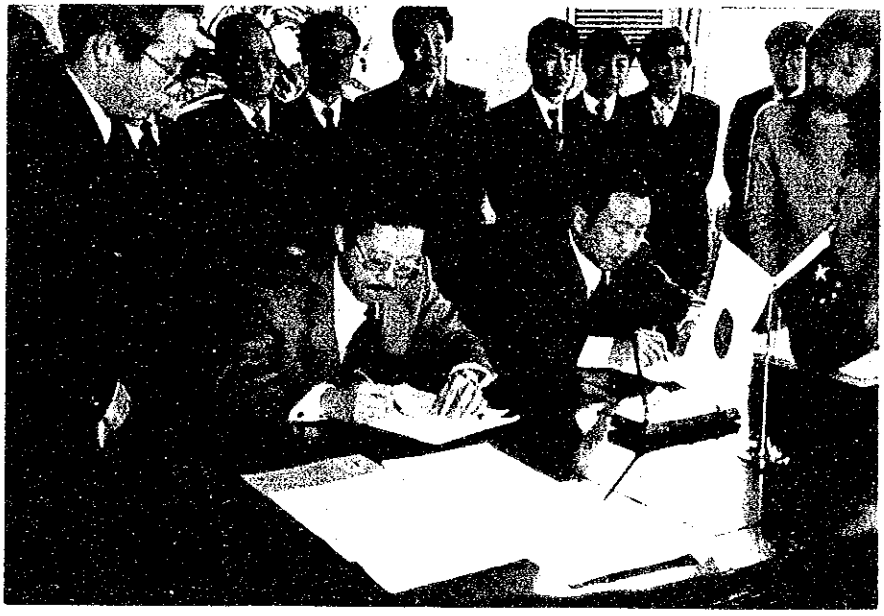

▲ 討議議事録・調印式

▲ 南皮県酪農家における牛飼い

▲ 黄驊市共同牧場

▲ 乾草アルファルファ

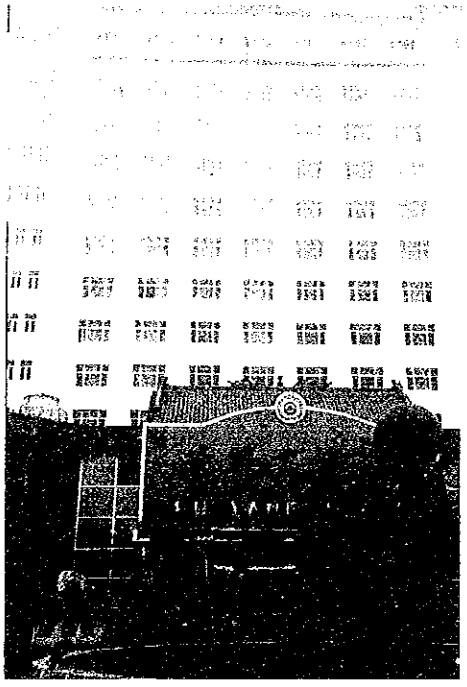

▲ 専門家滞在先ホテル候補

滄 州 市 略 図

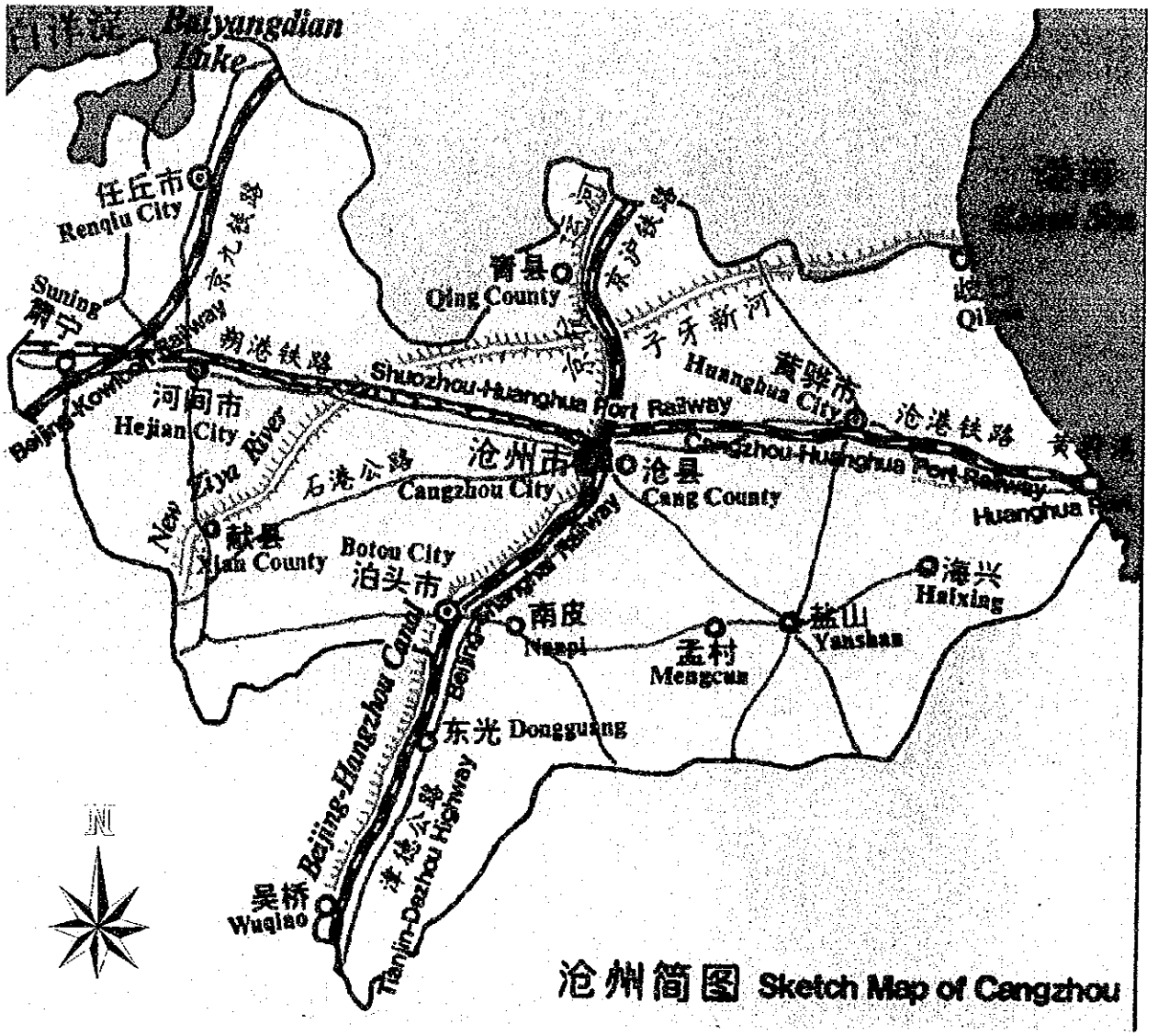

北京市から南南西約250キロメートル（車または列車で約4時間）

天津市から南南東約100キロメートル（車または列車で約2時間）

12 0 12 24 36 48 60千M

目　　次

序　文
写　真
地　図

1. 実施協議調査団派遣 …… 1
　1－1　調査団の派遣の経緯と目的 …… 1
　1－2　調査団の構成 …… 2
　1－3　調査日程 …… 2
　1－4　主要面談者 …… 3

2. 要約及び調査団所見 …… 5

3. 討議議事録の交渉経緯 …… 7
　3－1　交渉経緯 …… 7
　3－2　討議議事録等 …… 13
　3－3　討議議事録等の訳文 …… 13

4. プロジェクト実施上の留意点 …… 14
　4－1　実施体制 …… 14
　4－2　実施計画 …… 14

5. その他特記すべき事項 …… 17

附属資料
　① 実施機関とのメモ（中・邦文） …… 23
　② 討議議事録（英・中・邦文） …… 47
　③ 暫定実施計画（英・中・邦文） …… 83
　④ 討議議事録覚書（中・邦文） …… 95
　⑤ カウンターパート資料 …… 101
　⑥ 黄驊市孔店村状況 …… 114

⑦ ホテル（浮陽大酒店）紹介……116
⑧ 滄州市政府機関勤務時間……119
⑨ 銀行口座の開設……119
⑩ 滄州市市街地図……120
⑪ 中国及び滄州市の概要等……121
⑫ 技術的用語解説……122

1. 実施協議調査団派遣

1－1 調査団の派遣の経緯と目的

(1) 経 緯

1) 中国政府は、国家第8次5ヵ年計画（1991～1995年）の中で、牧畜業の発展を目的とする草地開発等（畜産基地の建設）を重点プロジェクトとして位置付けている。

また、中国農業部は1983年から1993年にかけて、28の省、市、自治区において43件の草地畜産業総合発展モデルプロジェクトを実施した。

2) 河北省人民政府は、このプロジェクトの一環として、1986年に草地と適応作物の開発、草食家畜の増頭及び牧草加工技術の開発等を行う方針を示し、家庭牧場500戸の建設等を行ってきた。

一方、滄州市政府は、牧畜業発展のための草地開発をスローガンとし、滄州市草地開発系列化プロジェクト（1990～1994年）により、草地の開発、改良及び更新等による単収向上を図ってきたところである。

3) しかしながら、従来より同地域は、半乾燥地帯や塩・アルカリ土壌が広範に分布していることに加え、草地開発、改良、飼料作物栽培、調製技術水準が低いこと等の問題を抱えている。

このような状況のもと、中国政府は、1992年7月に試験研究機関の充実強化、地域条件に適合した牧草の試験研究及び草地の改良、開発技術の普及と応用等に係る技術協力を日本に要請してきた。

4) これに対しわが国は、1994年3月13日から3月26日にかけて事前調査団を派遣し、プロ技協形成の可能性等について現地調査を行うとともに、3日間をPCM手法による分析にあて、要請の背景、内容及び問題点を把握し、本プロジェクトが実施可能であることを確認した。

5) その後、1994年7月5日から7月27日まで長期調査員を派遣し、事前調査において明らかになった技術的問題点及び十分に調査されなかった事項について詳細な調査を行うとともに、協力実施上の課題について中国側と協議を行い、日本側技術協力のフレームワーク案を構築した。

(2) 目 的

事前調査団、長期調査員の両調査結果により、中国河北省飼料作物生産利用技術向上計画を実施するために実施協議調査団を派遣し、協力基本計画及び事業実施計画につき中国側関係者と協議を行い、その結果を討議議事録としてとりまとめ、署名することを目的とする。

1－2 調査団の構成

担当分野		所　属　先
総括／草地整備	永　村　武　美	農林水産省畜産局参事官
栽培管理	中　井　征　夫	農林水産省家畜改良センター 熊本牧場原種検定課原種検定課長
土壌改良	山　本　克　巳	農林水産省草地試験場環境部 土壌肥料第一研究室室長
協力企画	山　下　憲　博	農林水産省経済局国際協力課 計画管理班事業団管理係長
業務調整	熊　谷　信　広	国際協力事業団農業開発協力部 畜産技術協力課
通　　訳	山　下　智　子	（財）日本国際協力センター研修監理部 研修監理員

1－3 調査日程

日順	月日	曜日	行程	移動及び業務
1	11.13	日	成田→北京	往路移動（NH905／10：10－13：50）、JICA事務所打合せ
2	14	月	北京	JICA事務所打合せ、日本大使館表敬、農業部表敬・打合せ
3	15	火	北京→滄州	滄州市副市長表敬、滄州市政府関係者と詳細日程打合せ
4	16	水	滄州	滄州市農林科学院、市畜牧水産局との協議
5	17	木		展示圃場候補地等視察及び現地調査
6	18	金		関係機関との協議（R／D、TSI）
7	19	土		専門家宿泊施設（長期滞在用ホテル）調査
8	20	日		郊外視察（塩山県）
9	21	月		関係機関との協議結果議事録作成
10	22	火	滄州→天津	移動
11	23	水	天津→北京	天津酪農プロジェクトサイト視察
12	24	木	北京	農業部とR／D、TSIについて協議
13	25	金	北京	農業部とR／D、TSIの署名、JICA事務所、日本大使館報告
14	26	土	北京	資料整理
15	27	日	北京→成田	復路移動（JL782／15：10－19：55）

1－4　主要面談者

(1)　国家科学技術委員会

国際合作司日本処	鄒　泉民

(2) 農業部

副部長	洪　紱曽
国際合作司副司長	甘　坐富
国際合作司副処長	樊　　濤
国際合作司プロジェクト官員	張　硯華
国際合作司プロジェクト官員（通訳）	王　偉松
畜牧獣医司外経処副処長	趙　維寧
畜牧獣医司草原処副処長	王　暁斌
畜牧獣医司外経処プロジェクト官員	張　貞奇

(3)　滄州市政府

副市長	杜　潤明
副秘書長	岳　宝鑒
外事弁公室副主任	王　雲鵬
外事服務中心	劉　勝國

(4)　滄州市畜牧水産局

副局長	劉　肇清
飼草飼料ステーション長	劉　鳳泉

(5)　滄州市農林科学院

院　長	斉　樹亭
副院長	王　　方
牧草研究センター副主任	武　之新
牧草研究センター助理研究員	閻　旭東
牧草研究センター助理研究員	楊　連合
牧草研究センター助理研究員	王　慶雷
牧草研究センター助理研究員	瞿　玉柱

(6)　黄驊市人民政府

副市長	劉　靖亭
畜牧局局長	勝　巨升

(7)　滄州市塩山県人民政府

副県長	張　炳賢

(8) 日本大使館

参事官	花澤達夫
一等書記官	佐藤勝彦

(9) JICA 中国事務所

所長	新保昭治
次長	河西　孝
次長	藤田廣己
担当	藤谷浩至

(10) 天津酪農発展計画

チームリーダー	稲継新太郎
業務調整	国森恵子
長期専門家	斉藤政宏

2. 要約及び調査団所見

(1) 要 約

1) R／D、TSI覚書

R／D、TSI、覚書は、日本側案のまま、修文なしで、日中双方合意に達した。ただし、中国文については若干の字句の誤用・不整合があり訂正したが、意味・解釈とも全く変りのないものである。

2) 「協議結果メモ」の作成

今次調査は、実質的な協議をプロジェクトサイトとなる滄州市で行い、R／Dのサインは、北京で農業部合作司と行うとことになることから、滄州市における協議と北京における協議の間に不整合を来さないようにするため、滄州市における協議の結果について議事録を残すこととして「協議結果メモ」を作成し、調査団長と滄州市農林科学院長及び同市畜牧水産局副局長との間でサインを取り交わした。なお、この文書の取扱いは、日中双方の協議者が個人の責任において、確認事項を明確化するという位置付けで行われたものである。

3) 中国側実施体制

今次プロジェクトの中国側の実施体制は、滄州市農林科学院と畜牧水産局の2つにまたがっている。この2つの機関の間の連携上の齟齬が心配されたため、農業部に調整の強化を申し入れるとともに、畜牧水産局のカウンターパートに対しても技術移転を行い易くするために、日本側専門家用の事務机を配置してもらうことを確認した。

その他、カウンターパートの配置、供与機材計画、基盤整備費等についても、プロジェクト実施上、一定のウエートが確保できるように努めて、協議を行った。

4) 展示圃場の選定

展示圃場については、中国側から2ヵ所提案があり、そのうちの1つを今次調査において選定する、というのが調査団のT／Rであったが、中国側提案のうち、南皮県のものは畜牧水産局が推せんし、黄驊市のものは、農林科学院が推せんしているもので、中国側内部で調整がつかないため、2ヵ所を日本側に提示し、日本側に選定を委ねたものであることが現地で明らかになった。また、2ヵ所とも生産条件が全く異なる場所であり、黄驊市のものは、先進的肉牛生産のための飼料生産のモデル、南皮県のものは、土壌改良を目的とした飼料生産のモデルとなりうるもので、調査団の判断により、それぞれのモデル性を重視して、2つとも展示圃場とすることとした。

なお、基盤整備費については、この2ヵ所の展示圃場（各100ヘクタール）と農林科学院内の試験圃場（20ヘクタール）との、合計3ヵ所の整備を行うこととした。

整備の内容は、井戸の採掘、農機具収納庫、電力施設等を含んでいる。

(2) 調査団所見（草地開発整備関連）

1) 具体的協力内容については、

a) 中国側要請内容は、現地の自然条件及び土壌条件を反映して土壌改良分野、灌漑分野が中心である（草地造成あるいは不陸直しや区画整理を中心とするわが国の草地開発整備とは性格を異にする）。

b) しかし、本プロジェクトは、滄州市のみならず、河北省あるいは中国全域の飼料作物生産利用に係る技術開発、普及の中心として位置付けて協力を実施することとしている。このため、飼料作物生産利用に係る技術を総合的、体系的に移転する必要があり、この場合、草地開発整備は重要な分野である。

c) 特に、インフラ整備や畜産関連施設整備の立ち遅れ及び中国の畜産振興における草地開発整備の重要性、具体化しつつあるモデルプロジェクト等を勘案すれば、わが国の草地開発計画手法に基づく科学的、合理的な草地開発整備技術の移転は極めて重要である。

d) なお、要請内容には、施肥技術等栽培管理技術で対応することが適当である分野が含まれており、他分野との調整を要する。例えば、植物栄養技術、地力向上対策等は、飼料作物栽培管理分野（のうち施肥技術）で取り扱う等である。

e) 先方機関が研究機関であることから、要請内容には基礎的研究分野が多く含まれているが、本プロジェクトの目的、性格からみて実用的技術の移転を中心とした協力課題を設定するのが妥当である。

等を踏まえつつ中国側と協議し、決定したものである。

2) 事前調査及び長期調査の際に協力分野の1つとされていた圃場レベルの灌漑排水技術については、栽培管理または土壌改良の一環として実施されるものであることから、草地改良の協力分野から削除した。

3) 先方機関においては、本分野に係る専門家が少ないことから、カウンターパートの確保については特に留意した。

4) 供与機材の保管場所については、農科院において、新たに研究室、分析室を兼ねた2～3階建ての建物を建設する予定であり、その完成を待つ必要があるが、分析室については電気、水道に加え、防塵、空調等についても整備する必要がある。

また農機具の保管についても、農機具庫、部品庫、整備庫の整備が必要である。

3. 討議議事録の交渉経緯

3－1 交渉経緯

(1) 全体の討議経緯

本実施協議については、調査冒頭において、日本側から提示したR／D、TSI等について、中国側から異論が出されず、日中双方に目立った意見の相違がなかった。このため、全体の討議においても、交渉という色彩はほとんどなく、中国側は日本側の提示する条件のもとでプロジェクトを成功させたいという積極的な姿勢であったため、非常に友好裡に予定どおりに協議を終えることができた。

協議の進め方としては、11月14日に農業部合作司副司長の表敬を行ったときに、R／D及びTSIの案を提示した後、11月15日～21日の間は、滄州市において、同市農林科学院及び畜牧水産局の関係者とR／D、TSIを含めたプロジェクト実施上の詳細について協議を行った。11月24日に農業部合作司と全体の協議を行い、同25日にR／D、TSI及び覚書についての署名を永村武美団長と農業部合作司甘坐富副司長との間で取り交わした。なお、R／D、TSI及び覚書のほかに、滄州市における同市農林科学院及び畜牧水産局との協議の結果について、「協議結果メモ」を作成し、永村武美団長と同市農林科学院斉樹亭院長及び同市畜牧水産局劉肇清副局長との間で署名を取り交わした、この「協議結果メモ」については、双方の署名者の個人の責任において、協議の結果としての確認事項を明記したものである。

(2) 滄州市政府関係者との討議内容

1) 滄州市農林科学院及び同市畜牧水産局との協議

滄州市農林科学院及び同市畜牧水産局との協議は、11月16日に同農林科学院の会議室において、まず日本側からR／D、TSIについて提案することから始まり、カウンターパートの配置、中国側投入計画、展示圃場の選定、供与機材の計画等について、協議を行った。本協議は、展示圃場や専門家住居候補地等の調査を混じえ、11月21日まで断続的に行われ、同日午後に、協議双方の間で「協議結果メモ」について確認を行い、永村武美団長と滄州市農林科学院斉樹亭院長及び同市畜牧水産局劉肇清副局長との間で署名を取り交わした。本文書については、双方の署名者の個人の責任において、協議の結果としての確認事項を明記したものである。

本協議は、中国側の熱心な姿勢から、非常に友好的な雰囲気の中で行われ、特に、日中双方において懸案となるような意見の相違はみられなかった。中国側の発言は、主に斉農科院長が行い、畜牧水産局固有の部分のみ、劉同局副局長が発言した。技術分野の事項については、前述両名は農科院武之新氏に相談する場面がみられたほか、畜牧水産局固有事

項については同局の劉鳳泉氏に相談する場面がみられた。このことから、今後、プロジェクト開始後において、運営上の2人の責任者のほか技術分野全体の実質的なキーパーソンは、農科院武之新氏と畜牧水産局劉鳳泉氏の2名と思われた。

なお、本協議は、日中双方の間において目立った意見の相違もなく、非常に友好的な雰囲気の内に進められ、予定どおり順調に合意に達することができた。

(詳細は2) 以下に記す。)

2) R／D及びTSI

11月16日の協議開始の冒頭に、まず、R／D及びTSIの今次案についてのプロジェクト方式技術協力においての位置付けを日本側から説明し、その後、今次案の概略及び長期調査員派遣時の調査員レターと今次案の相違点について説明して、日本側からの案の提案とした。提案時には、特に中国からの質問・意見等は出なかった。続いて、11月18日の協議時に、R／D及びTSIの案について、日本側から意見を求めたところ、中国側から、R／D附表Vのカウンターパートの配置の技術分野に草地改良の分野が明記されていないことの理由について、質問が出された。これに対し、日本側より、同個所は長期専門家のカウターパートの配置のみを記しているもので、短期専門家での対応が決まっている分野については、そのほか双方が必要と認める分野に含まれるものと考えている旨、説明して、中国側はこれを了承した。

その後、11月21日の協議において、最終的にR／D、TSI、覚書についての意見を日本側から求めたが、中国側からは、特に意見はない、ということであったため、滄州市政府関係者（農林科学院、畜牧水産局）とのR／D、TSI、覚書についての協議は11月21日に予定どおり終了した。

3) カウンターパートの配置

本調査団派遣前に中国側から提出のあったカウンターパート・リストを基に、11月16日の協議において、日本側から、カウンターパートの各協力分野の責任者及びプロジェクト専任者、農業機械オペレータの責任者について、中国側の考え方を質した。中国側からは、次のような回答があり、日本側はこれを了解した。

協力分野	責任者	専任者
a. 適正品種導入	武之新（院）	閻旭東（院）
b. 栽培管理	王方（院）	王慶雷（院）
c. 収穫・調製・利用	劉肇清（局）	劉鳳泉（局）、瞿玉柱（院）
d. 草地改良	斉樹亭（院）	楊連合（院）
農機オペレータ担当	董士利（院）	

（院）：農科院所属

（局）：畜牧水産局所属

さらに、日本側から、畜牧水産局のカウンターパートとの技術移転が円滑に行われるよう、日本側専門家が随時畜牧水産局に出向いて事務を可能とするために、収穫・調製、利用技術分野のカウンターパートの責任者である劉肇清氏（畜牧水産局副局長）の事務室内に日本側専門家の事務机を置いてもらうことを要望した。これに対して、中国側は了解した。なお、この日本側の要望は、日本側専門家の事務室が農科院内に置かれるため、畜牧水産局のカウンターパートに対する技術移転、連絡調整等が手薄になることを避けるための措置として考えたものである。

現在、農科院、畜牧水産局ともに、前述の各協力分野の専任者に対しては日本語学習をさせており、この専任者5名が、日常的に日本側専門家が技術移転を行う実質的なカウンターパートのコアとなる人である。各協力分野の責任者のうち、武之新氏（農科院）が技術分野全体の総括的な責任者としての位置にあるらしく、滄州市における協議において、技術的な事項については、同氏が主に発言していた。農科院の院長である斉樹亭氏はプロジェクトの滄州市における責任者となる人であるが、斉氏はもともと農林行政を担当していた行政官であり、プロジェクトのマネージメント上は、キーパーソンとなるカウンターパートであるが、技術移転上のカウンターパートのキーパンーソンとなる人は武之新氏であると思われた。

また、畜牧水産局に対して、当方より、日本側専門家が随時、同局に出向いて、事務が可能となるようにするため、収穫・調製、利用分野のカウンターパートの責任者である同局の劉肇清氏の事務室内に日本側専門家の机を配置することを求めたのについて、同局から異存のない旨、回答があった。これは、プロジェクトサイトが農科院に置かれることから、畜牧水産局のカウンターパートに対する技術移転に支障が生じないようにするために、日本側で考えた措置である。

4) 中国側の投入計画（予算措置）

11月16日の協議において、中国側の本プロジェクトに対する投入の計画について、日本側より質したのに対して、中国側から以下のとおりの投入計画があることについて説明があった。

a) 年間予算

ア. 滄州市政府は毎年10～20万元の予算を本プロジェクトのために確保するよう努力する。

イ. 農林科学院は、毎年50～80万元の予算を本プロジェクトのために確保するよう努力する。

ウ. 畜牧水産局は、毎年8万～10万元の予算を本プロジェクトのために確保するよう努力する。

b) 農林科学院の建設計画（中国側負担によるもの）

ア．日本側専門家等の事務室を含めて合計16～24室ある2～3階建の建物を可能な限り早期に完成させるよう努力する。

イ．精密機器を配置する部屋の防塵処理（アルミサッシ化）を可能な限り、早い時期に完成させるよう努力する。

ウ．試験圃場へのアプローチ（約2キロメートル）について、可能な限り早期にアスファルト化するよう努力する。

これらの措置の実行については、当然財政部門の了承が必要なので、すべて“努力する”という表現にとどめておくことを、日中双方で確認したものである。

また、これに関連して、日本側専門家事務室に、国際電話回線（FAXを含む）の設置について、日本側から求めたのに対して、中国側から問題ない旨、回答があった。

なお、滄州市政府の予算については、1月～12月が会計年度で、予算が確定するのは、当会計年度内の3月ごろに開かれる全市の人民代表大会で予算案通過後5月ごろに具体的な予算が確定するということで、5月に確定するまでは暫定期間として予算執行が行われるとの説明であった。このため、プロジェクト初年度（1995年度）の中国側の予算措置が具体的に決定されるのは、1995年5月ごろとなるものである。

5) 展示圃場と試験圃場の整備

中国側から、展示圃場と試験圃場の両方について、基盤整備を日本側の負担で実施してもらいたい旨、要望があった。展示圃場については、本調査団派遣直前に中国側から2ヵ所の候補地（南皮県は3抜村、黄驊市孔店村）の提示があり、今次調査団においてそのうちの1つを展示圃場として選定することとなっていた。しかし、中国側提示のうち南皮県のものは、畜牧水産局が推せんし、黄驊市のものは、農林科学院が推せんしているもので、中国側内部で調整がつかないため、2ヵ所を日本側に提示して、日本側に選定を委ねたものであることが、現地で明らかになった。また、この2ヵ所は、生産条件が全く異なる場所であり、南皮県のものは、土壌改良を目的とした飼料生産のモデルとなりうるもので、黄驊市のものは、先進的肉牛生産のための飼料生産のモデルとなりうるものであり、調査団の判断により、それぞれのモデル性を重視して、2ヵ所ともに展示圃場とすることとした。

基盤整備費については、この2ヵ所の展示圃場（各100ヘクタール）と農林科学院内の試験圃場（20ヘクタール）との合計3ヵ所の整備を行うことにした。整備の内容は、井戸の採掘、ポンプ場、電力施設、農機収納庫等を含んでいるが、農機収納庫以外については、中国側の積算に基づいて、それぞれ目安としての上限金額（附属資料①の「協議結果メモ」参照）を確認し、これを参考にして、今後、長期専門家と中国側で内容の詳細について調整することとした。

6) 機材供与

供与する機材の計画については、日本側から示した目安のリストに従い、主要機材項目をまず確認し、初年度供与分について、同項目のプライオリティを確認した。また、基盤整備費により整備する3ヵ所の圃場（試験圃場及び展示圃場2ヵ所）において使用する農業機械（一部建設機械を含む）についても、主な機械の種類、プライオリティ及び目安としての全体の上限金額について確認した。（これらの確認については「協議結果メモ」参照。）

なお、機械の種類等、機材の詳細については、長期専門家到着次第、中国側とスペックをつめることとし、機材の変更、購入方法（本邦構想によるか、現地調達を行うか）等については、「協議結果メモ」を参考にして、柔軟に対応することが可能であることを、日中双方が確認した。

なお、車両の供与については、4台（うち農林科学院は、マイクロバス、四輪駆動車、トラックの3台、畜牧水産局は、四輪駆動車1台）を目安にして供与することを考えている旨、日本側から説明し、中国側も了解した。中国側としては、トラックについては価格とメンテナンスから現地調達を強く希望したのに対して、日本側からは購入方法については、スペックとともに、長期専門家到着後に日中双方で検討したい旨、伝えて、中国側もこれに同意した。

7) 専門家派遣

専門家の派遣分野については、日本側提案の項目に対して、中国側からは異論は出なかった、中国側は、派遣人数と派遣時期について、日本側の考えを質したが、日本側からは、R／D締結後速やかに決定して中国側にJICA中国事務所を通じて連絡したい旨、述べた。したがって、A1フォームは、日本側からの連絡後、早期に中国側で手続きを行い、来年1月中をメドに日本側に提出する旨、日中双方で確認した。

なお、滄州市は、日本語通訳確保の困難、日本食レストラン及び外国製品専門店がないこと等、北京、天津に比べて生活条件に劣る点があるが、外国人が少ないため、いわゆる外国人ずれしておらず人柄も素朴で、非常に友好的であることから、外国人の住みにくい所では決してない。また、生活条件の悪さからくる不満がカウンターパートとの人間関係・友好関係に影響することがありうるので、派遣専門家に対しては、事前にこれらの点について十分に周知させておくことが必要である。

8) カウンターパートの研修受け入れ

カウンターパートの研修受け入れについては、日本側から制度の概略についての説明をしたが、人数、期間等具体的な内容については、初年度分も含めて、長期専門家到着後、日中双方でつめてもらいたい旨、伝え、中国側もこれを了解した。ただし、プロジェクト開始前に1名前倒しで受け入れることになっている楊連合氏（草地改良）については研修期間

3ヵ月）を、日本語学習のため最低6ヵ月ぐらいまで延ばしてもらいたいという強い希望が中国側から出され、日本側からは、研修期間の延長の可能性につき検討する旨、回答した。

カウンターパートの研修受け入れに当たっては、滄州市における日本語通訳の確保の困難さに鑑み、カウンターパート・リスト中の各協力分野専任者は日本語のレベル向上が必須と考える。したがって専任者についてはプロジェクトの早期における受け入れと期間の長期化（最低6ヵ月以上）を検討する必要がある。

9) その他

a) 中堅技術者養成費及び応急対策費

今次の調査において、中堅技術者養成費及び応急対策費については言及しなかった、これらについては、プロジェクト開始後、必要が生じた時点で、日中双方において実施について検討するものである。可能性としては、中国側（農林科学院）は現在の本館西側に建物（2～3階建て、16～24室）の建設を予定しており、これが完成すれば研修が可能になると説明していたことから、中堅技術者養成費がプロジェクト開始後、中国側より要請されることは考えられる。また、応急対策費についても、本館西側の建物の建設が遅れた場合、現在の本館において、事務、実験等を行うことになるため、防塵処理（アルミサッシ化）等の応急対策の必要が生じることは考えられる。

b) 通訳の確保について

滄州市には日本人の滞在者がいないこともあり、通訳の確保はあまり期待できない。通訳については、カウンターパートのうち各協力分野の専任者（5名）が現在、日本語を学習中であり、このカウンターパート達のレベル向上を待つほかない。このため、派遣される長期専門家に対しては、自助努力の自覚を促しておく必要がある。

(3) 農業部国際合作司との討議内容

農業部国際合作司との協議は、11月14日午後に同司甘坐富副司長を表敬した際に、日本側からR／D、TSI、覚書について日本側案を提示し、滄州市における協議の後に、農業部合作司と協議することとした。このとき、日本側からは、本プロジェクトの最初の申請発議が滄州市畜牧局からなされたにもかかわらず、受入体制の問題からプロジェクトサイトを滄州市農林科学院とし、両機関ともに技術移転の対象とすることになった経緯を述べた。そしてプロジェクト実施上において、両機関の間に連携上の齟齬を来さないよう農業部による調整の強化を申し入れ、中国側もこれを了解した。

その後、滄州市における協議を経て帰京後の11月24日に農業部において国際合作司甘坐富副司長とR／D、TSI、覚書について協議した。この協議は、本調査団と滄州市政府関係者との間で確認した「協議結果メモ」について、日本側から説明することから始まり、その後、R／D、TSI、覚書について協議した。中国側からは、R／D、TSI、覚書については、日本側

案に同意する旨、表明があり、これらについては、日本側提案のまま修文なしにサインすることとなった。ただし、中国語文については、若干の字句の誤用・不整合部分を訂正したが、これらは意味上、解釈上は全く原案文と変りのないものである。

また、このとき、農業部合作司甘坐富副司長から、展示圃場の選定について、2ヵ所ともに対象として取り上げたことについて、農林科学院と畜牧水産局の双方に配慮してくれたとして本調査団長に対して、特に謝辞が述べられた。さらに、今後は、中国側の投入、特に滄州市の農林科学院における本プロジェクトへの投入が順調に行われるよう指導してゆきたい旨、同副司長から表明があった。

この後、11月25日午前9時から、R／D、TSI、覚書について、農業部洪紱曽副部長の立会いのもとで、本調査団永村武美団長と農業部合作司甘坐富副司長との間で、サインが交わされた。

今次の調査団は、プロジェクトサイトの置かれる滄州市における協議について「協議結果メモ」を作成したこともあり、農業部においての協議は非常に順調に、また友好的な雰囲気の内に進められたものである。

3－2　討議議事録等

討議議事録（R／D）、暫定実施計画（TSI）、覚書については、附属資料の②③④のとおり。これらは、本調査団派遣前の日本側案と全く同じもので、今次協議において、修正された部分はない。

3－3　討議議事録等の訳文

R／D、TSIについては、日中英の3ヵ国語で、覚書は日中2ヵ国語で作成したものである。このうち、訳文上のみの問題として、特にR／Dにおける中国語文に若干の文字の誤用・不整合があるという中国側の指摘があり、これらについては、意味上、解釈上の変更にはあたらないので、日本側としてはこれらの修文について同意した、中国語文の修文の例については以下のとおり。

修文（中国語）の例

①日中→中日（中国語文では中国側を先に記す）

②討論→会談

③試験田間→試験田

④証実示範農場→示範農場

⑤委員長指名→由委員長指名

4. プロジェクト実施上の留意点

4－1 実施体制

(1) 長期専門家

草地改良分野は他の協力分野と異なり、5年間のプロジェクト期間中、長期専門家の派遣が難しいので、短期専門家の派遣、カウンターパートの日本研修等の機会を利用して積極的に草地改良技術の移転に努める必要がある。

(2) 短期専門家

草地改良計画手法、草地管理、草地利用、灌漑・排水、土壌化学、土壌物理、土壌微生物等の専門家を1年に数名ずつ派遣して技術指導に当たる。

初年度の機材供与は、主に車両、事務機器、測量用機器、土木用機器等である。試験研究用機材は2年目以降になる予定であり、土壌改良分野の短期専門家は機材導入後に派遣し機材の知識及び技術指導に当たらせるのが効率的である。

2～3ヵ月の短期専門家以外にも、2週間程度の期間で専門家（学識経験者）を派遣して、カウンターパートとの技術交流を行うとともに、このプロジェクトに対する現地の人達からの支援、理解を深めるような研修会等を開催することも意義があると考える。

(3) カウンターパート

長期専門家を配置し難いため、日本側は草地改良分野のカウンターパートを研修員として積極的に受け入れるようにする。

4－2 実施計画

(1) 滄州市では今まで牧草、野草の耐塩性、収量等の草種、品種の選定・導入試験がこの分野の中心的な課題であった。人工草地の開発・更新、自然草地の改良技術については緒についたばかりで技術体系が確立していない。したがって、アルファルファについては、輪作体系の基幹草種として、品種の選定、多収穫栽培技術、調製加工技術についての研究の充実を図る。現在、実用草種はアルファルファのみであること、新規開墾地では牧草の定着性が悪く収量が相当低い例も見られること等から、例えば、放牧等を前提とした自然草地の改良及び人工草地（永年牧草地）化のための禾本科等を主体とした牧草草種の選定、栽培技術の研究が必要である。また、水不足で、かつ塩類土の未利用地の開発技術または草地改良を促進するための草地改良技術（土壌改良、圃場レベルでの灌漑・排水技術等）の基礎的研究を重点的に推進する必要がある。

(2) 滄州市一帯は昔から農業の盛んな地域であり、土壌改良についても固有の方法が考えられている。滄州市では、塩類土壌の改良は圃場に50メートルごとの排水用の明渠を作りアルファルファを5～6年栽培することにより地下水位の降下と土壌からの除塩を行ってきた。まず、このような地域固有の改良法を他の土壌改良法と比較検討するところから着手し、その中から科学的な根拠に基づいた真に優れた方法を策定していくことが改良技術の確立にとって有利であると考えられる。

塩類洗脱後には、土壌の肥沃度を培養する手段を講じていく必要がある。有機物の投入は肥料成分を供給するとともに土壌の物理性を改善することで塩類の洗脱作用を高め、その上、水分の蒸発を軽減して地表への塩類集積を抑制することができる。また、作物残渣・家畜ふん尿等の有機物資材の施用以外にも施肥、深耕等他の手法を加味しながら圃場での試験データを集積し、土壌肥沃度の増進技術を確立しなければならない。このため、窒素、リン酸、カリウム等の動態の解明、アルファルファ根粒菌の活性の把握、有機物及び肥料の施用基準の策定等に関する協力課題を実施する。

(3) 滄州市での牧草の定着性を高めるために実用規模の草地改良技術の実証試験を行う必要がある。試験内容としては、耕起深、心土破砕、明渠または暗渠の設置、土壌改良資材、有機質資材、化学肥料の投入等による改良（水分、土壌、収量）技術等の実証とともに、多収試験で証明されているように灌水の効果が高いことと、一方、浅層地下水が不足していること等の現状及び経済性等を踏まえ、例えば、ドリップ灌漑、淡水塩水混用による灌水等圃場レベルでの灌漑技術を研究する必要がある。また、展示圃場においては、農業現場レベルに合った技術による牧草の多収を達成できる栽培技術の両者を展示できるように研究を推進する必要がある。

［参　考］土壌改良分野協力課題

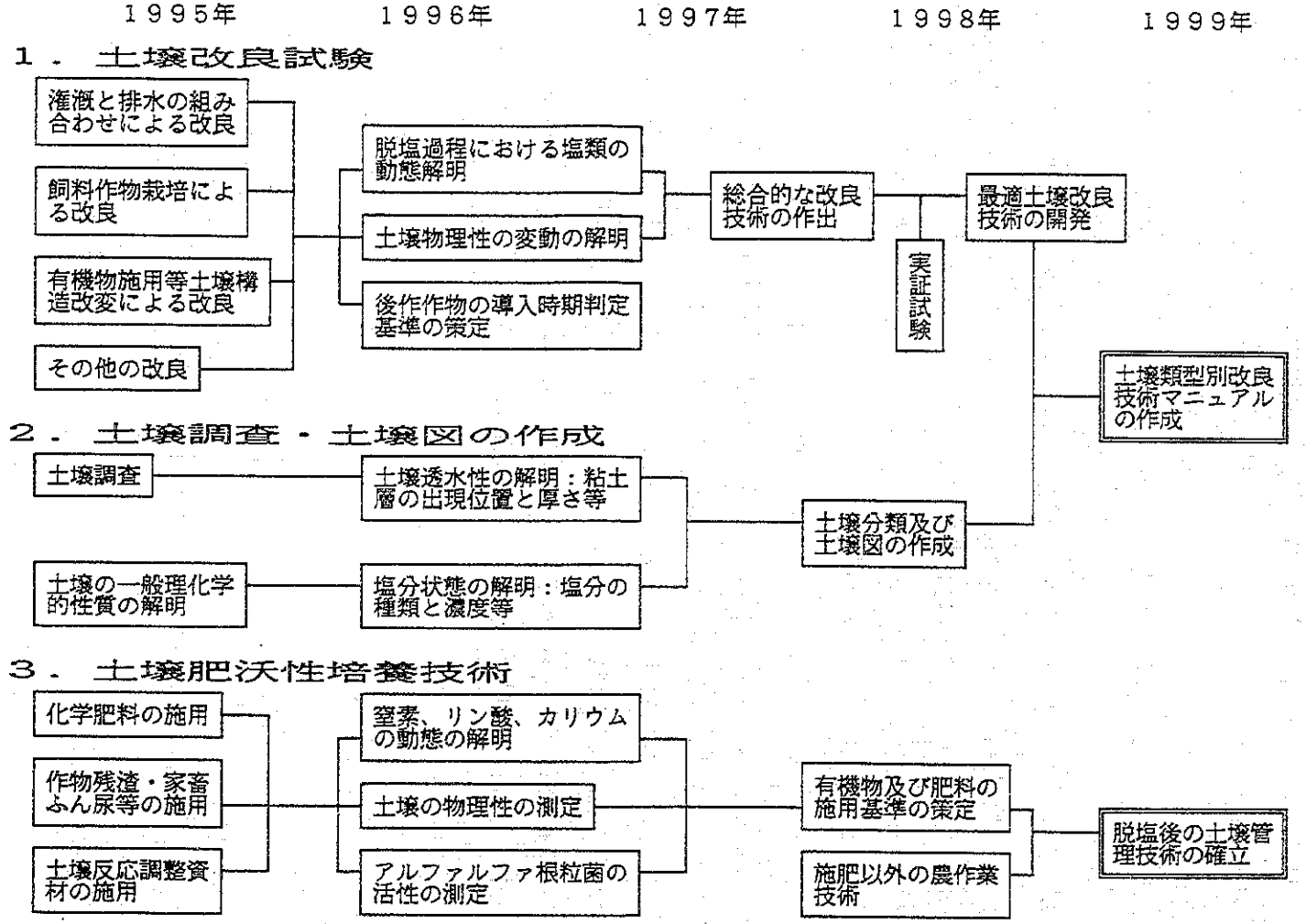

5. その他特記すべき事項

討議議事録附表の基本計画を部分的に解説すると次のとおりである。

これは長期専門家等の参考用であり、締結等以外の項目については、中国側関係機関及びJICA等と協議のうえ決定されることである。

(1) 当該計画の目的

1) 上位目標　中国における畜産業の発展に寄与

2) プロジェクトの目的　滄州市農林科学院の研究者及び畜牧水産局の技術者の飼料作物生産利用技術の向上

(2) 当該計画の成果

1) 飼料作物適正品種の導入技術の向上

2) 飼料作物栽培管理技術の向上

3) 飼料作物収穫・調製・利用技術の向上

4) 草地改良技術の向上

(3) 協力活動

1) 飼料作物適正品種の導入

種子の確保：日本で成育の草種・品種を供試する場合は、市販種子はともかく、各1キログラム程度の調達と送付方法等について関係機関と事前に打合せを要するものと、平均気温12.5℃、仙台市の緯度であるが、11月の体感温度は低湿度にもかかわらずやや底冷え感がある。

参考までに孔店村における自家採取アルファルファ種子代10元／キログラム、15千元／3000ムーである。

カウンターパートのうち専任者は、閻旭東氏（参考（以下同）ヤン　シュイトン（30歳））である。

a) 飼料作物栽培管理　①栽培体系、②施肥技術、③作物保護技術

（現地の実状等を踏まえ既存技術の部分的応用が主体と思われる）

カウンターパートのうち専任者は、　王　慶雷　ワン　チイン　レェイ（30歳）

謝　建国　シャオ　チャン　クウオ（31歳）

河北省滄州市におけるアルファルファの栽培は、微細粒子に近い砂漠土でありアルカリ土壌である。降水量が600ミリメートルと少ないこと等から最適地である。しかも栽培の歴史は長いとされている。

参考までに日本のアルファルファ栽培の事例

根瘤菌接種 inoculation of leguninous bacteria (Rhizobium)、窒素固定量100～230キログラム／15ムー、霜害による断根等々の基礎資料持参も必要かと考えられる。

施肥量については日本では、窒素3-5、燐酸12--20、カリ 5--20、苦土入炭カル10--80 キログラム／10アール程度が必要とされているが、広大な面積、麦等生産用圃場の土壌改良及び飼料用栽培の目的等もあって無肥料栽培の模様である。

中国においても堆厩肥は重要な肥料である。

増収効果は、小麦を連作しアルファルファを4年間栽培すると小麦は30％増加する。

なお、作物保護技術の病害虫鑑定等については、長期専門家が現地協議のうえ、JICA等に短期専門家の派遣要請が必要と考えられる。

主要供与機材リストには掲載されていないが光学顕微鏡導入についてあらかじめ関係機関等に機種、規格、倍率、付属品等について聴取も必要かと考えられる。(草地試聴取がよろしいかと思われる。)

3) 飼料作物収穫・調製・利用

a) 収穫・調製技術

アルファルファの刈取には、モーアコンディショナを希望している。

カウンターパートのうち、専任者は、 劉 鳳泉 リイウ フォン チュエン(44歳)

瞿 玉柱 チァイ ユー チク (27歳)

トラクタ操作責任者は、 董 士利 ドン スイ リー (39歳)

工場長（参考）は、 昴 保行 マオ バオハン

b) 機械化作業体系及び機械の操作・保守管理技術

当面は、「協議結果」メモ掲載のトラクタ（中国製)、ロータリー、ベッタ ホウ（中国製)、ガレージ ジャッキ、洗車機、デイスク モーア、モーア コンディショナ、ヘーベーラ、カッタ、バキューバ (240万円)、フロント ローダ、付属品（マニュアホーク、バケット)、その他である。

滄州市農林科学院の試験圃場、南皮県葉三抜村及び黄驊市孔店村の展示農場に各々導入する合意事項である。

このほかに車両、事務機器、測量機材、土木用機材、気象観測用機材の優先順位等が「協議結果メモ」に記載されている。

なお、その他機械の導入についても長期専門家が現地協議のうえ、JICA等と協議する必要がある。

「協議結果メモ」以外の農機具については、調査団が展示農場候補地調査のうえ、マニュア スプレッダ、ポンプ タンカ（中国製)、ヘイレーキ、ビッグ ベーラ、カット ベー

ル、エアーコンプレッサを提示した。

中国側では、堆肥等は入手できる。乾草梱包は25キログラムにしたい（分配か）等々で不要とのことであった。我々は、アルファルファ栽培地に完熟堆肥のみの施用であること等から日本の収量よりかなり低いであろう。したがって、ヘイレーキは必要と考えた。一方、乾燥地帯であり集草をしない場合は、アルファルファ葉部の脱落防止にもなる。一面積単位3,000ムーで灌水用畝0.5～70ムーであること等から、たとえ非能率的であったとしても土の混入を防ぐメリットもあり、やむをえないことと思われた。日本の小面積多収収穫技術を押し売りする必要性はないと思われるが、今後、長期専門家等が確認されたいと考える。

ヘイベーラは結束部のトラブルやタイミング等から心配もないわけではないが、針金結束ヘイブレスという方式もあり懸念はないと考えられる。

一方、中国国務院発表6.12－1によると、1994年の消費者物価上昇率は、20％台で推移、抑制策を取るとある。10月のそれは前年同月日27.7％上昇だが、農業基盤の弱さもあり、中国産農機具類の価格は、例えば、12PS級トラクタで一万元（12万円）程度と優遇措置が取られている模様である。

農機具等の更新については、プロジェクト年度終了以降中国側で実施されることであろうが、出来うれば継続性の見地から現地のアフターサービス網等を調査し機種選定を要する。

事故防止策については、最重要課題と考えられる。

機械器具の管理等として、草地開発事業計画設計基準等の持参も必要である。

参考までに中国の1992年末トラクタ所有台数は次のとおりである。

	大中型	小　型
全　国	758,904台	7,507,000台
北　京	12,752	45,000
天　津	8,552	32,000
河　北	28,274	659,000

c）保管・貯蔵技術

現状は芦草、エノコログサ、オヒシバ等の堆積乾草であった。

芦草は草丈1メートル程度で刈り取る。それ以上だと木質化する模様である。

アルファルファの乾草は細断し、濃厚飼料的に供与するが、品質は良好であった。

アルファルファの系統は、滄州紫花（生態型）とされており、紫花でありNedieage ocdiaではなくM. sativaと思われるが、今後の調査に期待する。

現地でサイレージ貯蔵方式の希望は今のところなかった。少降水量で乾燥地帯のため乾草貯蔵（野積堆積で頂部を粘土で覆う）の歴史が長いものと思われる。

天津市乳牛育種改良センターでは、トウモロコシ葉茎のバンカーサイロ貯蔵を見るも、赤カビ発生もあった。マニュアフォーク等は日本で使用の道具が効率的かと（日本人の場合は）思われる。

d) 農場副産物等の飼料利用技術

現状はトウモロコシの雌穂を除いた茎葉、大豆の殻（カラ）、麦捍、ソルガム、小麦麩が利用されている。

中国2000年目標：食糧500億キログラムと畜産物1000万トンの増産と位置付けられており農場副産物は重要な飼料資源である。

e) 飼料分析手法及び飼料給与設計

飼料分析手法については、長期専門家が現地協議のうえ、JICA等に短期専門家の派遣要請が必要（当然ながら供与機材納入以降年度の派遣）と考える。

天津の酪農発展計画では水を70型離子交換純水器（北京ヤマト科学）でイオン交換するもカートリッジがすぐダメになる。昔の日本式に木炭、砂、シュロ葉で水濾樽を通してから機器に給水してはどうだろうか。専門家も同感の意を示した。

なお、給与設計については、仕上400キログラム程度の黄牛といわれ上記の給与飼料であることを踏まえて、派遣については後年度の課題と思われる。

南皮県展示場の付近の郷ではリムーザンの種牛も導入され人工受精料15元の模様である。

参考までに中国の1992年末家畜飼養状況は次のとおり。単位万頭。

	役畜	牛	馬	ロバ	ラバ	牛のうち乳牛
全国	7759.5	10784.0	1001.7	1098.3	561.0	313.9
北京	13.6	13.1	2.4	5.6	5.9	6.3
天津	25.7	13.4	2.8	12.1	5.9	2.7
河北	392.4	248.6	53.2	173.4	82.5	20.3

河北省における92年羊毛等生産量（トン）は、次のとおり。緬羊毛11,465、山羊毛1,874、羊絨344、禽蛋（鶏卵か）682,000、蜂蜜5,000。

4) 草地改良（短期専門家で対応）

① 草地改良計画手法

② 草地改良技術

③ 土壌改良技術

カウンターパートのうち専任者は、楊　連合　ヤアン　リイエン　ホオ（28歳）

土壌のpH低下法（ただし、これは日本の研究機関等の報告事例）

冬季耕起	winter plowing
石　膏	gypsum
燐石膏	phosphorus gypsum
亜硫酸ca	sulphurous acid calcium
硫酸第一鉄	sulphuric acid first iron
硫酸亜鉛	sulphuric acid ziac
堆　肥	compost & oarnyard manure
稲藁還元	reduction of rice straw
緑　肥	green manure

附　属　資　料

① 実施機関とのメモ（中・邦文）

② 討議議事録（英・中・邦文）

③ 暫定実施計画（英・中・邦文）

④ 討議議事録覚書（中・邦文）

⑤ カウンターパート資料

⑥ 黄驊市孔店村状況

⑦ ホテル（浮陽大酒店）紹介

⑧ 滄州市政府機関勤務時間

⑨ 銀行口座の開設

⑩ 滄州市市街地図

⑪ 中国及び滄州市の概要等

⑫ 技術的用語解説

① 実施機関とのメモ

〔邦　文〕

中国河北省飼料作物生産利用技術向上計画実施協議調査団と河北省滄州市農林科学院及び滄州市畜牧水産局との協議結果メモ

標記の件につき、日中双方は以下のことについて確認した。

1．C/Pの配置について

（1）C/P全体の名簿は別添1の通り。
（2）C/Pのうち、各分野の責任者は次の通り。
　1）適性品種の導入　　武之新（農林科学院）
　2）飼料作物栽培管理　王方　（農林科学院）
　3）収穫・調製・利用　劉肇清（畜牧水産局）
　4）草地改良　　斉樹亭（農林科学院）
（3）C/Pのうち、各分野の専任者は次の通り。
　1）適性品種の導入　　閻旭東（農林科学院）
　2）飼料作物栽培管理　王慶雷（農林科学院）
　　謝建国（畜牧水産局）
　3）収穫・調製・利用　劉鳳泉（畜牧水産局）、王柱（農林科学院）
　4）草地改良　　楊連合（農林科学院）
（4）農機具等の取り扱いに関するオペレーターへの指導の技術移転の責任者は董士利（農林科学院）とする。

2．当初整備計画の概要

（1）当初整備計画の対象及び所要額の上限は以下の通りとする。
　①農林科学院試験圃場
　　a.対象面積　２０ha
　　b.整備費　１、０８０万円（約９０万元）
　②南皮県葉三抜村展示農場
　　a.対象面積　１００ha（約１、５００ムー）
　　b.整備費　　７９２万円（約６６万元）
　③黄力市孔店村展示農場
　　a.対象面積　１００ha（約１、５００ムー）
　　b.整備費　　６９６万円（約５８万元）
（2）本計画には、井戸の採掘、農機具庫の建設、付帯施設の設置等を含むものとする。
（3）農林科学院試験圃場、葉三抜村及び孔店村展示農場で使用する農機具等機材の購入費は各々２、４３０万円（約２０３万元）を上限とする。
（4）上記三場に導入する機材については、各々機材名、機種等導入の優先順位等について別添２に定めるとおりとする。尚、必要に応じて予算の上限額の範囲内で、機種等の変更を行うことは可能とする。
（5）展示圃場は①肉牛生産用・高タンパク質粗飼料の供給という観点から孔店村を、また、②土壌改良を通じた穀物等生産振興と穀物残査の有効利用の拡大という観点から葉三抜村を選定したものである。
（6）所要経費の上限は、日本円の額を人民元に優先させる。

3．中国側の予算措置

（1）滄州市政府は、本プロジェクトのために、毎年１０万～２０万元の予算を確保すべく努力する。
（2）農林科学院は、本プロジェクトのために、毎年５０万～８０万元の予算を確保すべく努力する。
（3）畜牧水産局は、本プロジェクトのために、毎年８万～１０万元の予算を確保すべく努力する。

4．供与機材

（1）供与機材の主な内容は別添３の通り。
（2）初年度の機材購入費は総計５、０００万円とする。
（3）上記予算額の中で最優先で購入するものは車両及び事務機器とし、概ね１、５００万円と見積もる。
（4）（3）について、①測量用機材、②土木用機材、③気象観測用器具機材の順に優先して購入するものとし、その場合試験圃場及び展示圃場における機材購入の優先順位をも勘案するものとする。

5．A1,A4（95年度分）フォームを早期に提出するよう、中国側は努力する。

１９９４年１１月２１日　於滄州市農林科学院

永村武美
実施協議調査団団長

斉樹亭
滄州市農林科学院院長

劉肇清
滄州市畜牧水産局副局長

（别添 1）

中日合作饲料项目对等专家名单

一、提高、引进适宜品种技术：

武之新	男	49	副研究员	土壤农化	大学	农林科学院
闫旭东	男	30	助理研究员	育种栽培	硕士研究生	农林科学院
刘振锋	男	42	畜牧师	畜牧	大学	畜牧水产局
赵松山	男	41	副研究员	植物育种	大专	农林科学院
孙文元	男	26	研究实习员	生理生化	大学	农林科学院
李桂荣	女	29	助理研究员	育种	大学	农林科学院
田伯红	女	31	助理研究员	育种	大学	农林科学院
孙世臣	男	30	畜牧师	畜牧	大学	畜牧水产局
刘青震	男	44	畜牧师	畜牧	中专	畜牧水产局
刘永平	男	40	副研究员	农学	大专	农林科学院
刘春芹	女	30	研究实习员	植保	大学	农林科学院
陆　莉	女	34	农艺师	植保	大专	农林科学院

二、提高饲料作物的栽培管理技术：

王　方	男	41	高级农艺师	农学	大学	农林科学院
王庆雷	男	28	助理研究员	植保	大学	农林科学院
谢建国	男	31	畜牧师	畜牧	大学	畜牧水产局
赵花其	男	29	助理研究员	植保	大学	农林科学院
陈建忠	男	38	助理研究员	农学	大学	农林科学院
孙玉英	女	37	助理研究员	植保	大学	农林科学院
卢恩慧	男	40	助理研究员	农学	大学	农林科学院
柴卫东	男	31	助理研究员	农学	大学	农林科学院
王茹芳	女	27	研究实习员	栽培	大学	农林科学院
肖荷霞	女	31	助理研究员	栽培	大学	农林科学院
宋淑贤	女	28	研究实习员	栽培	大学	农林科学院

魏连合	男	43	畜牧师	畜牧	大学	畜牧水产局

三、提高收获、调制、保管、储藏技术：

刘肇清	男	40	高级畜牧师	畜牧	大学	畜牧水产局
武之新	男	49	副研究员	土壤农化	大学	农林科学院
刘凤泉	男	44	高级畜牧师	畜牧	大学	畜牧水产局
翟玉柱	男	27	助理研究员	生理生化	大学	农林科学院
徐玉鹏	男	28	研究实习员	饲草加工	大学	农林科学院
王奉之	男	28	研究实习员	农学	大学	农林科学院
药松青	男	30	研究实习员	园艺	大学	农林科学院
刘进余	男	34	农艺师	农学	大学	农林科学院
王克利	男	30	助理研究员	农学	大学	农林科学院
李洪芹	女	33	农艺师	农学	中专	农林科学院
王益清	男	35	畜牧师	畜牧	大学	畜牧水产局
王　静	女	23		农业经济	中专	农林科学院
董上利	男	39	助理机师	农机	中专	农林科学院
苏　骏	男	32	助理研究员	植保	大学	农林科学院

四、提高草地改良技术：

齐树亭	男	42	研究员	土壤农化	大学	农林科学院
杨连合	男	28	助理研究员	草原生态	大学	农林科学院
刘维进	男	41	副研究员	土壤	大学	农林科学院
刘春田	男	39	助理研究员	土壤	大学	农林科学院
张玉成	男	31	畜牧师	畜牧	大学	畜牧水产局
刘锡胜	男	31	畜牧师	畜牧	大学	畜牧水产局
席国成	男	31	助理研究员	农学	大学	农林科学院
李学敏	男	39	副研究员	土壤	大学	农林科学院
鲍海滢	女	24		农学	大专	农林科学院
孙庆东	女	22		土地	大专	农林科学院
范文良	男	42	助理研究员	畜牧	大专	农林科学院
张立新	男	29	助理农艺师	农学	中专	农林科学院

（别添 2）

沧州市中日饲料项目
三个展示场器材清单

序号	种类	预算价格	
1、	拖拉机（国产）トラクター	４３２万日元	
2、	旋耕机 ロータリー	１０９万日元	
3、	挖掘机（国产）バックホー	４８万元人民币	
4、	起重器 ジャッキ	１７万日元	
5、	洗车机 洗車機	８０万日元	
6、	割草机 デラスクモーア	１４０万日元	
7、	压扁机 モアコンディショナ	１６４万日元	
8、	拣拾收割机 打捆机	４４５万日元	ヘイベイラー
9、	铡草机 チャッパー	１００万日元	
１０、	草饼机 ヘイキューバ	２０万元人民币	
１１、	装载机 フロントローダー	１４８万日元	
	附属品①	１７万日元	
	附属品②	２４万元	
１２、	其它	２００万日元	
	合计：	２４３０万日元	

注：(1) 按优先引进顺序排列序号

(2) 拖拉机机种内其中一台为履带式拖拉机，其余为胶轮式拖拉机及配件

农科院内试验场
农田基本建设投资预算清单（人民币）

一、深井一眼（４５０米）	１４万元	深井ポンプ（1基）
二、配套机泵（５０×１００）	3万元	ポンプ
三、塑料输水管道	３０万元	ビニールパイプ
四、配套设施	１３万元	付属設備
五、小型扬水站	２５万元	小型揚水ステーション
六、其它	5万元	
	合计：９０万元	

叶三拨村示范农场
基本建设投资预算（人民币）

一、深机井2眼	３０万元	深井户(2套)
二、小型扬水站	２５万元	抽水
三、电力设施	１１万元	配电设备
	合计：６６万元	

孔店村示范农场
基本建设投资预算清单（人民币）

一、４８０米深井２眼	３０万元	480m 井户
二、小型扬水站	２５万元	扬水
三、电力设施	３ 万元	四2瓦，瓷瓷
	合计：５８万元	

(別添 3)

主要供与機材

			価格の目安(万円)
1．1		→共通機材へ	
1．2	測量用機材	レベル	26
		平板測量	20
		トランシット	35
		スチール巻尺	5
	土木用機械	ブルドーザー	1490
		バックホー	1460
		溝掘機	211
1．3	灌漑排水用器具機材	ポンプ	70
		パイプ	100
		スプリンクラー	20
		レインガン	23
1．4	土壌分析用器具機材	自記分光光度計	240
		イオンクロマトグラフ	300
		原子吸光分光光度計	610
		冷却高速遠心機	348
	土壌採取用器具機材及び土壌分析前処理用器具機材	採土器 採土補助器 検土杖 土壌用篩	20
		自動乳鉢（土壌粉砕機）	49
		土壌硬度計	31
		土壌水分測定器	209
		土壌三相計	92
		ポータブル電導度計（@9×3）	27
		テンシオメーター（@2.1×10）	21
		分析用電子天秤	64
		純水製造装置	138
		送風式乾燥計	51
		振とう機	58
		卓上遠心機	60
		ドラフトチャンバー	150
		超低温フリーザー	200
		ビーカー、試験管等消耗器具	20
2．1	小区画用農機具	草刈機	56
		刈払機	5
		管理機	14
2．2	種子精選用機械	唐箕	33
		シードブロア	130
		乾燥機	82
3．1	気象観測用器具機材	総合システム	622

３．２	家畜糞尿散布用機械	マニュアスプレッター	１７８
		ポンプタンカー	３３０
		フロントローダー	１４８
		マニュアフオーク	１７
		バケット	２４
３．３	栽培管理検査用器具機材 人工気象箱		７７
４．１	起土整地用機械	ボットムプラウ	５７
		デイスクプラウ	９３
		デイスクハロー	７３
		ロータリー	１０９
	播種、管理用機械	コーンプランター	１００
		シードドリル	１７４
		k・ローラー	１３３
		ブロードキャスター	４７
		スプレイアー	７５
		カルチベーター	８３
	乾草調製用機械	トラクター（@434×2）	８６８
		モアコンデショナー	４０４
		デイスクモア	１４０
		ヘイテッター	８１
		ヘイレーキ（@82×2）	１６４
		ロールベーラー	５４０
		ヘイベーラー	１７７
		ヘイワゴン	１６５
	埋草調製用機械	フオーレージハーベスター	２９０
		ロウクロップアタッチメント	１４５
		ピックアップアタッチメント	９２
		ダイレクトカットアタッチメント	１７０
		ダンプボックス	
		フオーレージブロア	１２６
		ラッピングマシーン	２０３
		サイロ	
４．２	農機具保守管理 修理用器具機材	エアコンプレッサー	５８
		ガレージジャッキ	１７
		高速切断機	１３
		電気ドリル	４
		グラインダー	３
		燃料（軽油）計量器	
		グリーサー	
		パーツクリーナー	
		ボディクリーナー	
		（旋盤）	
		その他	

４．４	飼料給与用機械	カットベール		３００
		細断機		４０
		飼料撹拌機		１０４
		圧偏機		
４．５	飼料分析用器具機材	飼料分析器		
共通機材	視聴覚用器具機材	カメラ	照像机	２０
		スライド	幻灯	１５
		スクリーン	屏幕	１０
		ビデオカメラ	摄像机	３０
		再生用テレビ	录放机	１５
		ＯＨＰ	投影机	２０
	事務機器	パソコン	计算机	６２
		ワープロ	文字处理机	２３
		コピー	复印机	１５８
		ファックス	传真机	４６
	車両	圃場巡回用車両	ライトバン 面包车	２００
			ランクル 吉普车	２５０
		物品運搬用車両	ボンゴ車	２５０
			トラック 卡车	３２０
	通信用器具	トランシーバー	步话机	５０
	その他	電圧安定器	变压器	５０

中国河北省飼料作物生産利用技術向上計画実施協議調査団と河北省滄州市農林科学院との協議結果メモ

標記の件につき、日中双方は以下のことを確認した。

1．農林科学院の建設計画（中国側負担によるもの）

（1）日本側専門家等の事務室を含めて合計１６～２４室ある２～３階建ての建物を可能な限り早期に完成させる様努力する。

（2）精密機器を配置する部屋の防塵処理（アルミサッシ化）を可能な限り早期に完成させる様努力する。

（3）試験圃場へのアプローチ（約２km）について、可能な限り早期にアスファルト化させる様努力する。

１９９４年１１月２１日
於滄州市農林科学院

永村武美
実施協議調査団団長
国際協力事業団

斉樹亭
滄州市農林科学院院長

中国河北省飼料作物生産利用技術向上計画実施協議調査団と河北省滄州市畜牧水産局との協議結果メモ

標記の件につき、日中双方は以下のことを確認した。

1．専門家事務場所の確保

日本側専門家が随時、同局に出向いて事務が可能となるようにするため、収穫・調製・利用分野のC/Pの責任者である劉肇清氏の事務室内に日本側専門家の机を配置する。

1994年11月21日
於滄州市農林科学院

永村武美
実施協議調査団団長
国際協力事業団

劉肇清
滄州市畜牧水産局副局長

〔中国文〕

中国河北省饲料作物生产利用技术提高计划实施协议调查团与河北省沧州市农林科学院及沧州市畜牧水产局的会谈结果备忘录

就标题事项，中日双方对以下内容进行确认。

1、关于对口专家的配置

(1) 全体对口专家的名单见附件1。

(2) 对口专家中各领域的负责人如下：

1)	适宜品种的引进	武之新	（农林科学院）
2)	饲料作物栽培管理	王　方	（农林科学院）
3)	收获、调制、利用	刘肇清	（畜牧水产局）
4)	草地改良	齐树亭	（农林科学院）

(3) 对口专家中各领域的专职人员如下：

1)	适宜品种的引进	闫旭东	（农林科学院）
2)	饲料作物栽培管理	王庆雷	（农林科学院）
		谢建国	（畜牧水产局）
3)	收获、调制、利用	刘凤泉	（畜牧水产局）
		翟玉柱	（农林科学院）
4)	草地改良	杨连合	（农林科学院）

(4) 对驾驶人员进行农机具操作方面的技术转让的负责人为董士利（农林科学院）。

2、最初建设计划的概要

(1) 最初建设计划的对象及所需金额的上限如下：

①、农林科学院试验农场

a、对象面积：２０ｈａ

b、建设费：　１０８０万日元（约９０万元）

②、南皮县叶三拨村示范农场

a、对象面积：１００ｈａ（约１５００亩）

b、建设费：　792万日元（约66万元）

③、黄骅市孔店村示范农场

a、对象面积：100ha（约1500亩）

b、建设费：　696万日元（约5.8万元）

(2) 本计划中包括打井、建设农机具库及装备附带设施。

(3) 农林科学院试验农场、叶三拨村及孔店村示范农场中使用的农机具等器材的购买费用的上限各为2430万日元（约 203万元）。

(4) 上述三农场引进的器材的名称、机种等及购买的优先顺序如附件2所示。另外，根据需要，可在预算范围内对机种进行变更。

(5) ①从生产肉牛用、高蛋白粗饲料的供给的观点出发选定孔店村 ②从通过土壤改良振兴谷物生产，扩大谷物残渣的有效利用的观点选定叶三拨村为示范农场。

(6) 所需经费的上限为日元金额所能兑换的人民币为准。

3、中方的预算措施

(1) 沧州市政府每年应尽量确保为本项目提供10－20万元的预算。

(2) 农林科学院每年应尽量确保为本项目提供50－80万元的预算。

(3) 畜牧水产局每年应尽量确保为本项目提供8－10万元的预算。

4、供给器材

(1) 供给器材的主要内容如附件3所示。

(2) 第一年度的器材购入费为总计5000万日元。

(3) 在上述预算额内，最优先购入的为车辆及办公机器，约需1500万日元。

(4) 在(3)之后，将按①测量用器材 ②土木用器材 ③气象观测用器材的顺序优先购入，并将同时考虑试验及示范农场所需器材购

入的优先顺序。

5、中方将尽量早日提交A1，A4表（95年度）

1994年11月21日
于沧州市农林科学院

齐树亭
沧州市农林科学院院长

刘肇清
沧州市畜牧水产局副局长

永村武美
实施协议调查团团长

中国河北省饲料作物生产利用技术提高计划实施协议调查团与河北省沧州市农林科学院的会谈结果备忘录

就标题事项，中日双方对以下内容予以确认

1、农林科学院的建设计划（中方负担经费）

(1)尽可能努力建成包括日本专家办公室在内的共计16－24个房间的2－3层的楼房。

(2) 尽可能努力早日完成放有精密仪器的房间的防尘处理设施（改为铝合金窗户）

(3)尽可能努力将通往试验场的路（约2公里）早日铺成沥清路。

一九九四年十一月二十一日
于沧州市农林科学院

齐树亭
沧州市农林科学院院长

永村武美
实施协议调查团团长
国际协力事业团

中国河北省饲料作物生产利用技术提高计划实施协议调查团与河北省沧州市畜牧水产局的会谈结果备忘录

就标题事项，中日双方对以下内容予以确认：

1、确保专家的办公场所

日方专家随时有可能会前往该局办公，因此在收获、调制、利用领域的对口专家负责人刘肇清先生的办公室里安放日本专家的办公桌。

一九九四年十一月二十一日
于沧州市农林科学院

刘肇清
沧州市畜牧水产局副局长

永村武美
实施协议调查团团长
国际协力事业团

附件1

中日合作饲料项目对等专家名单

一、提高、引进适宜品种技术：

武之新	男	49	副研究员	土壤农化	大学	农林科学院
闫旭东	男	30	助理研究员	育种栽培	硕士研究生	农林科学院
刘振锋	男	42	畜牧师	畜牧	大学	畜牧水产局
赵松山	男	41	副研究员	植物育种	大专	农林科学院
孙文元	男	26	研究实习员	生理生化	大学	农林科学院
李桂荣	女	29	助理研究员	育种	大学	农林科学院
田伯红	女	31	助理研究员	育种	大学	农林科学院
孙世臣	男	30	畜牧师	畜牧	大学	畜牧水产局
刘青震	男	44	畜牧师	畜牧	中专	畜牧水产局
刘永平	男	40	副研究员	农学	大专	农林科学院
刘春芹	女	30	研究实习员	植保	大学	农林科学院
陆　莉	女	34	农艺师	植保	大专	农林科学院

二、提高饲料作物的栽培管理技术：

王　方	男	41	高级农艺师	农学	大学	农林科学院
王庆雷	男	28	助理研究员	植保	大学	农林科学院
谢建国	男	31	畜牧师	畜牧	大学	畜牧水产局
赵花其	男	29	助理研究员	植保	大学	农林科学院
陈建忠	男	38	助理研究员	农学	大学	农林科学院
孙玉英	女	37	助理研究员	植保	大学	农林科学院
卢思慧	男	40	助理研究员	农学	大学	农林科学院
柴卫东	男	31	助理研究员	农学	大学	农林科学院
王茹芳	女	27	研究实习员	栽培	大学	农林科学院
肖荷霞	女	31	助理研究员	栽培	大学	农林科学院
宋淑贤	女	28	研究实习员	栽培	大学	农林科学院

魏连合	男	43	畜牧师	畜牧	大学	畜牧水产局

三、提高收获、调制、保管、储蓄技术：

刘肇清	男	40	高级畜牧师	畜牧	大学	畜牧水产局
武之新	男	49	副研究员	土壤农化	大学	农林科学院
刘凤泉	男	44	高级畜牧师	畜牧	大学	畜牧水产局
翟玉柱	男	27	助理研究员	生理生化	大学	农林科学院
徐玉鹏	男	28	研究实习员	饲草加工	大学	农林科学院
王奉之	男	28	研究实习员	农学	大学	农林科学院
芮松青	男	30	研究实习员	园艺	大学	农林科学院
刘进余	男	34	农艺师	农学	大学	农林科学院
王克利	男	30	助理研究员	农学	大学	农林科学院
李洪芹	女	33	农艺师	农学	中专	农林科学院
王益清	男	35	畜牧师	畜牧	大学	畜牧水产局
王　静	女	23		农业经济	中专	农林科学院
董士利	男	39	助理机师	农机	中专	农林科学院
苏　骏	男	32	助理研究员	植保	大学	农林科学院

四、提高草地改良技术：

齐树亭	男	42	研究员	土壤农化	大学	农林科学院
杨连合	男	28	助理研究员	草原生态	大学	农林科学院
刘维进	男	41	副研究员	土壤	大学	农林科学院
刘春田	男	39	助理研究员	土壤	大学	农林科学院
张玉成	男	31	畜牧师	畜牧	大学	畜牧水产局
刘锡胜	男	31	畜牧师	畜牧	大学	畜牧水产局
席国成	男	31	助理研究员	农学	大学	农林科学院
李学敏	男	39	副研究员	土壤	大学	农林科学院
鲍海滢	女	24		农学	大专	农林科学院
孙庆东	女	22		土地	大专	农林科学院
范文良	男	42	助理研究员	畜牧	大专	农林科学院
张立新	男	29	助理农艺师	农学	中专	农林科学院

附件2

沧州市中日饲料项目
三个展示场器材清单

序号	种类	预算价格
1、	拖拉机（国产）	432万日元
2、	旋耕机	109万日元
3、	挖掘机（国产）	48万元人民币
4、	起重器	17万日元
5、	洗车机	80万日元
6、	园盘割草压扁机	304万日元
7、	拣拾打捆机	445万日元
8、	铡草机	100万日元
9、	草饼机	20万元人民币
10、	装载机	148万日元
	附属品①	17万日元
	附属品②	24万元
11、	其它	200万日元
	合计：	2430万日元

注：(1) 按优先引进顺序排列序号

(2) 拖拉机机种内其中包括履带式拖拉机和胶轮式拖拉机及配件

农科院内试验场
农田基本建设投资预算清单（人民币）

一、深井一眼（４５０米）	１４万元
二、配套机泵（５０×１００）	３万元
三、塑料输水管道	３０万元
四、配套设施	１３万元
五、小型扬水站	２５万元
六、其它	５万元
合计：	９０万元

叶三拨村示范农场
基本建设投资预算（人民币）

一、深机井2眼	３０万元
二、小型扬水站	２５万元
三、电力设施	１１万元
合计：	６６万元

孔店村示范农场
基本建设投资预算清单（人民币）

一、４８０米深井2眼	３０万元
二、小型扬水站	２５万元
三、电力设施	３ 万元
	合计：５８万元

② 討議議事録

〔英 文〕

THE RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN THE JAPANESE IMPLEMENTATION SURVEY TEAM AND THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR THE PROJECT FOR THE IMPROVEMENT OF FORAGE CROPS PRODUCTION AND UTILIZATION TECHNIQUE IN THE HEBEI PROVINCE IN THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

The Japanese implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Takemi NAGAMURA , visited the People's Republic of China , for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the project for the Improvement of Forage Crops Production and Utilization Technique in the Hebei Province in the People's Republic of China.

During its stay in the People's Republic of China, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Chinese authorities concerned in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above-mentioned Project.

As a result of the discussions, the Team and the Chinese authorities concerned agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Done in triplicate in the Japanese, Chinese and English languages, each text is considered to be equally authentic. In the case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

Beijing, November 25, 1994

T. NAGAMURA

Takemi NAGAMURA
Leader,
Implementation Survey Team,
Japan InternationalCooperation Agency

Gan Zou Fu
Deputy Director of the Department
of International Cooperation,
Ministry of Agriculture
The People's Republic of China

THE ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of the People's Republic of China will implement the Project for the Improvement of Forage Crops Production and Utilization Technique in the Hebei Province in the People's Republic of China (hereinafter referred to as "the Project") in cooperation with the Government of Japan.

2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I.

II. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take, at its own expense, the following measures through JICA according to the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.

1. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

The Government of Japan will provide the services of the Japanese experts as listed in Annex II.

2. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

The Government of Japan will provide such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in Annex III. The Equipment will become the property of the Government of the People's Republic of China upon being delivered C.I.F. to the Chinese authorities concerned at the ports and / or airports of disembarkation.

3. TRAINING OF CHINESE PERSONNEL IN JAPAN

The Government of Japan will receive the Chinese personnel connected with the Project for technical training in Japan.

III. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

1. The Government of the People's Republic of China will take necessary measures to ensure that the self-reliant operation of the Project will be sustained during and after the period of Japanese technical cooperation, through the full and active involvement in the Project by all related authorities, beneficiary groups and institutions.

2. The Government of the People's Republic of China will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Chinese nationals as a result of the Japanese technical cooperation will contribute to the economic and social development of the People's Republic of China.

3. The Government of the People's Republic of China will grant in the People's Republic of China privileges, exemptions and benefits as listed in Annex IV and will grant privileges, exemptions and benefits no less favorable than those granted to experts of third countries or international organizations performing similar missions to the Japanese experts referred to in II-1 above and their families.

4. The Government of the People's Republic of China will ensure that the Equipment referred to in II-2 above will be utilized effectively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Annex II.

5. The Government of the People's Republic of China will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Chinese personnel from technical training in Japan will be utilized effectively in the implementation of the Project.

6. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures to provide at its own expense:

(1) Services of the Chinese counterpart personnel and administrative personnel as listed in Annex V;

(2) Land, buildings and facilities as listed in Annex VI;

(3) Supply or replacement of machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided through JICA under II-2 above;

(4) Means of transport and travel allowances for the Japanese experts for official travel within the People's Republic of China and fares within Cangzhou City:

(5) Suitably furnished accommodation for the Japanese experts and their families.

7. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures to meet:

(1) Expense necessary for the transportation within the People's Republic of China of the Equipment referred to in II-2 above as well as for the installation, operation and maintenance thereof;

(2) Customs duties, internal taxes and any other charges, imposed in the People's Republic of China on the Equipment referred to in II-2 above;

(3) Running expense necessary for the implementation of the Project.

IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The Deputy Director of the Department of International Cooperation,the Ministry of Agriculture, People's Republic of China, as the Project General Director and The Vice-Mayor of Cangzhou Municipal People Government Hebei Province, as the local Project Director will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project.

2. The Director of the Cangzhou Academy of Agriculture Forestry Sciences, Hebei, People's Republic of China, as the Project Manager and the Director of the Animal Husbandry & Aquatic Bureau of Cangzhou, as the Vice Project Manager, will be responsible for the managerial and technical matters of the Project.

3. The Japanese Team Leader will provide necessary recommendations and advice to the Project Director ,the local Project Director, the Project Manager and the Vice Project Manager on any matters pertaining to the implementation of the Project.

4. The Japanese experts will give necessary technical guidance and advice to the Chinese counterpart personnel on technical matters pertaining to the implementation of the Project.

5. For the effective and successful implementation of technical cooperation for the Project, a Joint Coordinating Committee will be established whose functions and composition are described in Annex VII.

V. JOINT EVALUATION

Evaluation of the Project will be conducted jointly by the two Governments through JICA and the Chinese authorities concerned, (at the middle and) during the last six months of the cooperation term in order to examine the level of achievement.

VI. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of the People's Republic of China undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in technical cooperation for the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the People's Republic of China except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

VII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

VIII. MEASURES TO PROMOTE UNDERSTANDING AND SUPPORT FOR THE PROJECT

For the purpose of promoting the support of the people of the People's Republic of China for the Project, the Government of the People's Republic of China will take appropriate measures to make the Project widely known to the people's of the People's Republic of China.

IX. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be five(5) years from 1st April ,1995 .

ANNEX

ANNEX I : MASTER PLAN

1. Objectives of the Project

(1) Overall Goal:

To assist in developing animal husbandry in the People's Republic of China.

(2) Project Purpose

To enhance the technical level of researchers at Cangzhou Academy of Agriculture Forestry Sciences and of technical experts at the Animal Husbandry and Aquatic Bureau of Cangzhou on forage crops production and utilization .

2. Outputs of the Project

(1)To improve techniques for introduction of appropriate cultivars of forage crops
(2)To improve techniques for cultivation and management of forage crops
(3)To improve techniques for harvesting, preparation and utilization of forage crops
(4)To improve techniques for improvement of grassland

3. Activities of the Project

To transfer the following techniques to the counterparts.

(1) Introduction of appropriate cultivars of forage crops
  a. Methods of comparative test with forage crops (Regional adaptability test)
  b. Techniques for identification of the characteristics of forage crop species and cultivars
(2) Cultivation and management of forage crops
  a. Cultivation system
  b. Fertilizer application
  c. Plant protection
(3) Harvesting, preparation and utilization of forage crops
  a. Harvest and preparation techniques
  b. Farm mechanization system and techniques for machinery operation and maintenance
  c. Preservation and storage techniques
  d. Techniques for utilization of farm by-products for forage crops.
  e. Feed analysis method and feeding plan
(4) Improvement of grassland
  a. Planning method of grassland improvement
  b. Techniques for improvement of grassland
  c. Techniques for soil improvement

4. Japanese Technical Cooperation

The Government of Japan will assist the Government of the People's Republic of China in carrying out the activities for obtaining the outputs, which are described in paragraph 2 above.

ANNEX II : LIST OF JAPANESE EXPERTS

1. Team Leader

2. Coordinator

3. Long-term experts in the following fields:

   (1) Introduction of appropriate cultivars of forage crops
   (2) Cultivation and management of forage crops
   (3) Harvesting, preparation and utilization of forage crops

   Note : The Team Leader may serve concurrently as an expert in one of the above-mentioned technical fields.

4. Short-term experts

   Short-term experts may be dispatched when the need arises within the framework of the Master Plan mentioned in Annex I.

ANNEX III : LIST OF EQUIPMENT

1. Equipment, machinery, instruments, tools and other materials necessary for the technical cooperation of the Project.

2. Vehicles

ANNEX IV :PRIVILEGES, EXEMPTIONS AND BENEFITS FOR JAPANESE EXPERTS

1. The Government of the People's Republic of China will grant exemptions from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowance for the Japanese experts and their families remitted from abroad.

2. The Government of the People's Republic of China will grant exemptions from customs duties imposed on personal effects imported for the Japanese experts and their families as well as on imported machinery and equipment necessary for the implementation of the Project.

3. The Government of the People's Republic of China will provide medical services to the Japanese experts and their families.

ANNEX V : LIST OF CHINESE COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. Project manager

2. Counterpart personnel in the following fields:

   (1) Introduction of appropriate cultivars of forage crops
   (2) Cultivation and management of forage crops
   (3) Harvesting, preparation and utilization of forage crops
   (4) Other necessary fields mutually agreed upon

3. Administrative personnel

   (1) Administrative staff
   (2) Secretaries
   (3) Interpreters
   (4) Driver
   (5) Other necessary supporting staff

ANNEX VI : LIST OF LAND, BUILDINGS AND FACILITIES

(1) Offices and facilities necessary for the Japanese Team Leader and other experts
(2) Laboratories and attached facility
(3) Experimental field , demonstration field and attached facility
(4) Accommodation for Japanese experts and attached facility
(5) Other facilities and equipment mutually agreed upon as required

ANNEX VII : THE JOINT COORDINATING COMMITTEE

1. Function

The Joint Coordinating Committee composed of those members as listed in 2 below will meet at least once a year and whenever necessity arises, and work:

(1) To formulate the annual work plan of the Project under the framework of this Record of Discussions;

(2) To review the overall progress of the technical cooperation program as well as achievement of the annual work plan of the Project;

(3) To review those measures taken by the Government of Japan:

a. Dispatch of Japanese experts
b. Acceptance of Chinese counterpart personnel in Japan for training
c. Provision of machinery and equipment

(4) To review those measures taken by the Government of the People's Republic of China;

a. Allocation of necessary budget (including local cost expenditures)
b. Allocation of necessary counterpart personnel
c. Utilization of machinery and equipment provide by the Government of Japan

(5) And, to recommend to give recommendation to the two Governments particularly on;

a. Budgetary matters
b. Appointment of the Chinese counterpart personnel
c. Selection and effective utilization of machinery and equipment
d. Appropriate dispatch of Japanese experts
e. Acceptance of Chinese counterpart personnel in Japan for training

2. Compositions

(1) Chairman:
Deputy Director of the Department of International Cooperation ,Ministry of Agriculture

(2) Vice-Chairman:
The Vice-Mayor of Cangzhou, Municipal People's Government, Hebei Province

(3) Members:

Chinese side:

a. Representative of the State Science and Technology Commission
b. Representative of the Ministry of Agriculture
c. Representative of the Animal Husbandry & Aquatic Bureau of Cangzhou
d. Representative of Cangzhou Municipal People's Government, Hebei Province
e. Director of Cangzhou Academy of Agriculture, Forestry Sciences, Hebei
f. Director of the Animal Husbandry & Aquatic Bureau of Cangzhou City, Hebei Province
g. Representative of the prefecture where the demonstration farm is to be located

Japanese side:

a. Team leader
b. Coordinator
c. Other experts
d. Representative of JICA China Office
e. Members of Mission to be dispatched by JICA

Note: Person(s) nominated by the Chairman and official(s) of the Embassy of Japan may attend the Joint Coordinating Committee as observer(s).

〔中国文〕

中方有关人员和日方实施协议调查团关于中国河北省提高饲料作物生产利用技术项目的日本技术合作的会谈纪要

为商定中国河北省提高饲料作物生产利用技术项目（以下简称“该项目”）技术合作计划的详细内容，由日本国际协力事业团（以下简称“事业团”）组织的以日本农林水产省畜产局永村武美参事官为团长的日方实施协议调查团（以下简称“调查团”）访问了中华人民共和国。

调查团在中华人民共和国访问期间，就两国政府为有效地实施该项目所应采取的必要措施与中方有关部门交换了意见并进行了一系列会谈。

会谈结果，双方同意将附件中所记载的各事项，分别提交各自政府。

本纪要每份均以中文、日文和英文写成，一式二份。如在解释上遇有分歧时，以英文本为准。

一九九四年十一月二十五日　中国北京市

甘坐富	永村武美
中华人民共和国	日本国国际协力事业团
农业部国际合作司副司长	实施协议调查团团长

附　　件

Ⅰ. 两国政府之间的合作

1. 中华人民共和国政府和日本政府将互相合作实施中国河北省提高饲料作物生产利用技术项目(以下简称“该项目”)

2. 该项目将按附表Ⅰ的基本计划实施。

Ⅱ. 日本政府应采取的措施

日本政府根据日本国现行的法律和规定,按照日本国技术合作项目的正常手续,通过事业团采取以下措施。

1. 日本专家的派遣

日本政府提供附表Ⅱ所列的日本专家的服务。

2. 器材的提供

日本政府提供附表Ⅲ所列的实施该项目所必要的机械、仪器、设备和其它材料(以下简称“器材”)。有关器材在入境口岸或机场按到岸价格(C.I.F)交付中华人民共和国有关部门时,即属于中华人民共和国的财产。

3. 中国人员在日培训

为了中国人员在日培训,日本政府接收与该项目有关

的中国人员

Ⅲ. 中华人民共和国应采取的措施

1. 日本的技术合作实施期间及其结束后，中华人民共和国政府为保证使该项目有关人员、受益者集团及有关部门积极地参加并维持该项目的经营管理，采取必要的措施。

2. 中华人民共和国政府保证通过与日本的技术合作，中国人员获得的技术和知识对社会及经济开发作出贡献。

3. 上述Ⅱ—1所提的日本专家及其家属，在中华人民共和国可准予享受附表Ⅳ所列的优惠、免税和福利。日本专家所享受的优惠、免税和福利，应不低于在中国执行同样任务的第三国家或国际机构专家。

4. 中华人民共和国政府保证为实施该项目，就上述Ⅱ—2所列的器材，在与附表Ⅱ所提的日本专家协商下有效地使用。

5. 中华人民共和国政府应采取必要措施，保证中国人员在日本进修所获得的知识和经验有效地应用于该项目的实施。

6. 根据中华人民共和国的现行的法律的规定，中华人

民共和国政府应采取必要措施，由自己(中方)负担费用提供下列条件。

(1)附表Ⅴ所列的中方对口专家及行政管理人员的服务

(2)附表Ⅵ所列的土地、建筑物及付属设施

(3)除上述Ⅱ—2通过事业团提供的器材之外，补充或更换为实施该项目所需的机械、器具、器材、车辆、工具、零配件及其他物品。

(4)日本专家在中华人民共和国境内出差时的交通条件和沧州市内的旅费。

(5)日本专家及其家属所需的有适当家具的住房设施。

7.根据中华人民共和国现行的法律和规定，中华人民共和国应采取必要的措施由自己(中方)负担费用提供下列条件。

(1)上述Ⅱ—2所列的器材在中华人民共和国境内运输、安装、操作和维修所需要的经费。

(2)上述Ⅱ—2所列器材在中华人民共和国国内征收的关税、国内税和其它费用。

(3)为实施该项目所必要的其它日常开支。

Ⅳ.项目的管理

1.中国农业部国际合作司副司长作为该项目的总负责人、沧州市副市长作为地方负责人,对该项目的监督和实施负全部责任。

2.沧州市农林科学院院长作为该项目的负责人、沧州市畜牧水产局局长作为该项目的副负责人,对该项目的管理及技术方面负责。

3.日本专家组长就该项目的实施向该项目的总负责人和负责人提出必要的建议和意见。

4.日本专家应就该项目的实施向与该项目有关的中方对口专家提出建议并予以技术指导。

5.为有效地、成功地实施该项目的技术合作,应根据附表Ⅶ所述的职能和成员,成立联合协调委员会。

Ⅴ.联合评估

为评估该项目的进展情况,在合作中间或合作结束6个月之前,两国政府通过事业团和中国有关部门共同进行评估。

Ⅵ.对日本专家的索赔要求

日本专家在中华人民共和国内由于执行该项目的技术

合作或在执行任务过程中，或与执行任务有关的过程中，发生对他们提出索赔要求时，除日本专家的故意行为或重大过失而引起者之外，中华人民共和国政府对该索赔要求负全部责任。

Ⅷ. 相互协商

两国政府对由本附件产生的或与本附件有关的重要问题都要进行相互协商。

Ⅸ. 合作期限

以本附件为依据的该项目的技术合作期限，自 1995 年 4 月 1 日起，为期 5 年。

附　　表

附表Ⅰ　基本计划

1.该项目的目的

(1)上位目标　　中国畜牧业的发展

(2)项目目的

提高沧州市农林科学院的研究人员及畜牧水产局的技术人员的饲料作物生产利用技术

2.该项目的成果及合作内容

(1)合作事项

a.引进饲料作物适宜品种

(a)饲料作物的比较试验(现场适应性试验)手法

(b)饲料作物草种、品种的特性解明技术

b.饲料作物栽培管理

(a)栽培体系

(b)施肥技术

(c)作物保护技术

c.饲料作物收获、调制、利用

(a)收获、调制技术

(b)机械化作业体系及机械的操作、维修管理技术

(c)保管、贮藏技术

(d)农户副产品等的饲料利用技术

(e)饲料分析手法及饲料配方手法设计

d. 草地改良

(a)草地改良计划手法

(b)草地改良技术

(c)土壤改良技术

(2)该项目的成果

a. 饲料作物适宜品种引进技术的提高

b. 饲料作物栽培管理技术的提高

c. 饲料作物收获、调制、利用技术的提高

d. 草地改良技术的提高

3. 日方的技术合作

日本政府以中华人民共和国政府为获得上述 2 所列的成果所实施的活动进行合作。

附表Ⅱ　日本专家

1. 专家组长

2. 业务协调人员

3. 以下领域的长期专家

(1)饲料作物适宜品种引进技术

(2)饲料作物栽培管理

(3)饲料作物收获、调制、利用

注:专家组长要兼任上述的某一种专业。

4. 短期专家

在附表Ⅰ的范围内根据需要派遣。

附表Ⅲ　提供器材

1. 项目的合作内容所需要的器材

2. 车辆

附表Ⅳ　对日本专家等的优惠、免税及福利条件

1. 中华人民共和国政府将免征对日本专家及其家属境外汇入的生活津贴的所得税以及与其有关的可能征收的其它税金。

2. 中华人民共和国政府对日本专家及其家属带入的个人用品和与其业务有关的器材免征关税。

3. 中华人民共和国向日本专家及其家属提供医疗方便

条件。

附表Ⅴ　中方对口专家和行政管理人员

1.该项目的负责人

2.以下领域的中方对口人员

(1)饲料作物适宜品种的引进技术

(2)饲料作物栽培管理

(3)饲料作物收获、调制、利用技术

(4)其它双方认为必要的领域

3.行政管理人员

(1)管理人员

(2)秘书

(3)翻译

(4)司机

(5)其它必要的职员

附表Ⅵ　土地、建筑物及付属设备

1.专家组长和其他日本专家用的办公室及必要的设施

2.研究室、实验室及付属设备

3.试验田及示范农场用地和付属设施

4. 日本专家用住房及付属设备

5. 其他双方认为必要的设施及器材

附表Ⅶ　联合协调委员会

1. 职能

联合协调委员会至少应每年召开一次例会，必要时可另行召开会议，其职能如下：

(1)在本会谈纪要范围内制定该项目的年度计划

(2)对技术合作计划的整体进展以及与上述年度计画的完成情况进行讨论和调整。

(3)对日本政府进行的以下事项加以研究。

a. 日本专家的派遣

b. 在日培训中方对口专家

c. 器材的提供

(4)对中华人民共和国进行的以下事项加以研究。

a. 确保必要的预算(包括地方经费)

b. 确保必要的对口专家

c. 利用日本政府提供的资材和机械

(5)关于以下内容特别向两国政府提出意见

a. 有关预算事项

b. 任命中方对口专家

c. 选定和有效地利用资材和机械

d. 及时派遣日本专家

e. 在日接受中方对口专家

2. 组成

(1)委员长　　中国农业部国际合作司副司长

(2)副委员长　沧州市副市长

(3)委员：

中方有　　国家科学技术委员会的代表

国家农业部的代表

河北省畜牧水产局的代表

沧州市政府的代表

市畜牧水产局局长

示范农场所在县的代表

(4)日方有　　专家组长

业务协调员

其他专家

事业团中国办事处的代表

事业团所派遣的与该项目有关的人员

注：由委员长指名的人及驻华日本大使馆的官员可作为观察员的身分出席协调委员会。

〔邦　文〕

討議議事録

中国河北省飼料作物生産利用技術向上計画のための日本の技術協力に関する日本側実施協議調査団と中国側関係者との討議議事録

国際協力事業団（以下「事業団」という。）が組織し、農林水産省畜産局永村武美参事官を団長とする日本側実施協議調査団（以下「調査団」という。）は、中国河北省飼料作物生産利用技術向上計画（以下「当該計画」という。）についての技術協力計画の詳細を策定するため、中華人民共和国を訪問した。

中華人民共和国滞在中、調査団は当該計画の有効な実施のため両国政府が取るべき必要な措置に関して中国側関係者と意見を交換し、一連の討議を行った。

討議の結果、双方はそれぞれの政府に対し、ここに添付する附属文書に記載する諸事項について勧告することに同意した。

本書は等しく正文である日本語、中国語並びに英語による本書をそれぞれ２通作成した。解釈に相違がある場合には、英語版を優先させる。

１９９４年１１月２５日　　中国北京市

永村　武美
日本国国際協力事業団
実施協議調査団団長

甘　坐　富
中華人民共和国
農業部国際合作司副司長

附 属 文 書

Ⅰ.両国政府の協力

1．中華人民共和国政府は、日本国政府と協力し、中国河北省飼料作物生産利用技術向上計画（以下「当該計画」という。）を実施する。

2．当該計画は、附表Ⅰの基本計画に基づいて実施される。

Ⅱ.日本国政府の取るべき措置

日本国政府は、日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府の技術協力計画の通常の手続きにより、事業団を通して以下の措置をとる。

1　日本人専門家の派遣
日本国政府は、附表Ⅱに掲げる日本人専門家の役務を提供する。

2　機材供与
日本国政府は、附表3.に掲げる当該計画の実施に必要な機械、機材、その他の資材（以下「機材」という。）を供与する。機材は陸揚の港及び（又は）空港にて中国側関係当局へC．I．F．建てにて引き渡されたとき、中華人民共和国政府の財産となる。

3　研修員受入
日本国政府は、日本における技術研修のため、当該計画に関係する中国人を日本に受入れる。

Ⅲ.中華人民共和国政府の取るべき措置

1　中華人民共和国政府は、当該計画の関係者、受益者集団及び関係機関を十分かつ積極的に関与させることによって、日本の技術協力実施期間中及び終了後、当該計画の自主的な運営が維持されることを確保するために必要な措置をとる。

2　中華人民共和国政府は、日本の技術協力の結果として中国人民によって得られた技術と知識が、中国の社会及び経済開発に貢献することを保証する。

3　中華人民共和国政府は、上述のⅡ－1に掲げる日本人専門家とその家族に対し、附表Ⅳに掲げる中華人民共和国における特権・免除及び便宜を与えるとともに、同様の任務を遂行する第三国の専門家又は国際機関の専門家より不利でない特権・免除及び便宜を付与する。

4　中華人民共和国政府は、上記Ⅱ－2に掲げる機材が、附表Ⅱに掲げる日本人専門家との協議のもとに、当該計画の実施のため、効果的に使用されることを保証する。

5　中華人民共和国政府は、中国人が日本における技術研修から得た知識及び経験が、当該計画を実施する上で有効に使用されることを保証するため、必要な措置をとる。

6　中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、自己の負担において次のものを提供するため、必要な措置をとる。

(1) 附表Ⅴに掲げる中国人カウンターパート及び事務職員の役務

(2) 附表Ⅵに掲げる土地、建物及び付帯施設

(3) 上記Ⅱ－2の事業団を通して供与される機材以外で、当該計画の実施に必要な機械、機材、器具、車両、工具、スペアパーツ及びその他の物品の供給又は取替え

(4) 中華人民共和国内における日本人専門家の公務出張に対する交通の便宜及び滄州市内の旅費

(5) 日本人専門家及びその家族に対する適当な家具付き住居施設

7　中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、次の経費を負担するため、必要な措置をとる。

(1) 上記Ⅱ－2に掲げる、中華人民共和国内における機材の輸送、据付け、操作及び保守に必要な経費

(2) 中華人民共和国内で課せられる上記Ⅱ－2に掲げる機材に係る関税、国内税及びその他の課徴金

(3) 当該計画の実施に必要な運営費

Ⅳ．当該計画の管理

1　中国農業部国際合作司副司長は当該計画の総責任者として、滄州市副市長は地方責任者として、当該計画の監督及び実施について全責任を負う。

2　滄州市農林科学院院長は当該計画の責任者として、滄州市畜牧水産局局長は当該計画の責任者補佐として、当該計画の管理及び技術面の事項について責任を負う。

3　日本人チームリーダーは、当該計画の総責任者及び責任者に対し、当該計画の実施に係る事項について、必要な勧告と助言を与える。

4　日本人専門家は、中国人カウンターパートに対して、当該計画の実施に関する技術的事項について必要な技術的指導及び助言を与える。

5　当該計画の技術協力を効果的かつ成功裡に実施するために、附表Ⅶに掲げる機能を有し、かつ当該委員で構成される合同調整委員会を設置する。

Ⅴ．合同評価

当該計画の達成度を評価するために、（協力期間の中間時及び）協力期間終了前６ヵ月間に、事業団及び中国関係当局を通して、両国政府は合同で評価を行う。

Ⅵ．日本人専門家に対する請求

中華人民共和国政府は、日本人専門家の中華人民共和国内における当該計画の技術協力の遂行に起因し、又はその遂行中に、若しくはその遂行に関連して日本人専門家に対する請求が生じた場合には、日本人専門家の故意又は重大な過失による場合を除き、その請求に対する責任を負う。

Ⅶ．相互協議

両国政府は、本附属文書から生ずる、又は本附属文書に関連する主要事項について相互協議を行う。

Ⅷ．当該計画の理解及び支援を促進するための措置

中華人民共和国政府は、当該計画に対する中国国民の支援を促進することを目的として、中国国民に広く当該計画を知らしめるため、適切な措置をとる。

Ⅸ．協力期間

本附属文書に基づく当該計画の技術協力期間は、１９９５年４月１日より５年間とする。

附　　表

附表Ⅰ 基本計画

1．当該計画の目的

(1) 上位目標

中国における畜産業の発展

(2) プロジェクトの目的

滄州市農林科学院の研究者及び畜牧水産局の技術者の飼料作物生産利用技術の向上

2．当該計画の成果

(1) 飼料作物適性品種の導入技術の向上
(2) 飼料作物栽培管理技術の向上
(3) 飼料作物収穫・調製・利用技術の向上
(4) 草地改良技術の向上

3．協力活動

以下の関連技術をカウンターパートに移転する。

(1) 飼料作物適性品種の導入
　a. 飼料作物の比較試験（現地適応性試験）手法
　b. 飼料作物草種・品種の特性解明技術
(2) 飼料作物栽培管理
　a. 栽培体系
　b. 施肥技術
　c. 作物保護技術
(3) 飼料作物収穫・調製・利用
　a. 収穫・調製技術
　b. 機械化作業体系及び機械の操作・保守管理技術
　c. 保管・貯蔵技術
　d. 農場副産物等の飼料利用技術
　e. 飼料分析手法及び飼料給与設計
(4) 草地改良
　a. 草地改良計画手法
　b. 草地改良技術
　c. 土壌改良技術

4．日本の技術協力

日本国政府は中華人民共和国政府が、上記2に掲げる成果を得るために実施する活動に対し協力する。

附表Ⅱ　日本人専門家

1.チームリーダー
2.業務調整員
3.下記分野の長期専門家
　（1）飼料作物適性品種導入
　（2）飼料作物栽培管理
　（3）飼料作物収穫・調製・利用
注：チームリーダーは、上記のいずれかの専門分野を兼務することができる。

4.短期専門家
附表Ⅰの範囲内で、必要に応じて派遣する。

附表Ⅲ　供与資機材

1　プロジェクトの協力内容に必要な機材
2　車両

附表Ⅳ　日本人専門家等に対する特権、免除及び便宜

1　中華人民共和国政府は、日本人専門家及びその家族に海外から送金される生活手当に対して、又はそれに関連して課せられる所得税及びいかなる課徴金も免除する。
2　中華人民共和国政府は、日本人専門家及びその家族の持ち込む個人的使用品並びに業務に関連する機材に課せられる関税を免除する。
3　中華人民共和国政府は、日本人専門家及びその家族に対して、医療の便宜を提供する。

附表Ⅴ　中国側カウンターパートリスト及び事務職員

1　当該計画の責任者
2　下記分野のカウンターパート
　（1）飼料作物適性品種の導入技術
　（2）飼料作物栽培管理
　（3）飼料作物収穫・調製・利用技術
　（4）その他双方が必要と認める分野
3　事務職員
　（1）管理職員
　（2）秘書
　（3）通訳
　（4）運転手
　（5）その他必要な職員

附表Ⅵ　土地、建物及び付帯設備

1 チームリーダー及びその他の日本人専門家のための事務室及び必要な施設
2 研究室、実験室及び付帯設備
3 試験圃場及び実証展示農場用敷地並びに付帯施設
4 日本人専門家用住宅及び付帯設備
5 その他、双方が必要と認める施設及び資機材

附表Ⅶ　合同調整委員会

1　機能

合同調整委員会は、少なくとも年一回及び必要が生じた時に開催し、次の機能を持つものとする。

（1）本討議議事録の枠内で当該計画の年次計画を策定する。

（2）技術協力計画全体の進捗及び上記の年次計画の達成に関する検討を行う。

（3）日本国政府が行う以下の事項について、検討を行う。

a.日本人専門家の派遣

b.中国側カウンターパートの日本における研修員受入れ

c.資機材の供与

（4）中華人民共和国政府が行う以下の事項について、検討を行う。

a.必要な予算（ローカルコスト負担を含む。）の確保

b.必要なカウンターパートの確保

c.日本国政府が供与した資機材の利用

（5）両国政府に対し、特に、以下につき勧告する。

a.予算に関する事項

b.中国側カウンターパートの任命

c.資機材の選定と効果的な利用

d.日本人専門家の適切な派遣

e.中国側カウンターパートの日本における研修員受入れ

2　構成

（1）委員長	中国農業部国際合作司副司長
（2）副委員長	滄州市副市長
（3）中国側委員	国家科学技術委員会の代表
	国家農業部の代表
	河北省畜牧水産局の代表
	滄州市政府の代表
	滄州市農林科学院院長
	市畜牧水産局局長
	実証展示農場所管県の代表
（4）日本側委員	チームリーダー
	業務調整員
	その他の専門家
	事業団中国事務所の代表
	その他事業団から当該計画に派遣される関係者

注：委員長が指名する者及び在中国日本大使館員は、オブザーバーとして出席できる。